

市町村財政のすがた

2008



平成20年3月

福岡県総務部地方課編
福岡県市町村行財政研究協会発行

目 次

I 地方財政を取り巻く環境	
1 国の財政と地方財政	1
2 国と地方の役割分担	2
3 累積する国の借金	3
4 厳しさを増す地方財政	4
(1) 地方財政の借入金残高の累増	
(2) 財政の硬直化	
5 地方公共団体の財政の健全化の推進	6
(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要	
(2) これまでの財政再建制度との違い	
(3) 健全化判断比率の対象会計範囲のイメージ	
(4) 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ	
(5) 早期健全化の手続	
(6) 財政再生の手続	
II 県内市町村財政の現状	
1 県内市町村の状況	13
2 歳入	14
(1) 歳入決算額の推移	
(2) 歳入項目別全国比較	
(3) 自主財源比率の状況	
3 歳出	
(1) 目的別	16
①歳出決算額の推移	
②歳出項目別全国比較	
(2) 性質別	17
①歳出決算額の推移	
②歳出項目別全国比較	
③普通建設事業費の推移	
④公営企業に対する繰出金の推移	
⑤一部事務組合に対する負担金等の推移	
⑥国民健康保険・老人保健医療・介護保険各事業会計への繰出金の推移	
4 硬直化が進む財政構造	20
(1) 赤字市町村数の推移	
(2) 経常収支比率の推移及び状況	
(3) 実質公債費比率の推移及び状況	
(4) 財政力指数の状況	
5 増嵩する財政負担	24
(1) 地方債発行額と公債費の推移	
(2) 地方債現在高と債務負担行為額の推移	
(3) 積立金現在高の推移	
(4) 将来にわたる実質的な財政負担の推移	
(5) プライマリーバランス	
6 職員数の状況	27
(1) 職員数の推移	
(2) 部門別職員数の状況	
7 地方公営企業	29
(1) 地方公営企業の役割	
(2) 事業数	
(3) 決算規模	
(4) 経営状況	
(5) 企業債の状況	
8 今後の課題	32
(1) 下水道整備推進に伴う財政負担の増	
(2) 地方行革新指針による行政改革の推進	
(3) 地方公会計改革(地方の資産・債務管理改革)	
(4) 団体間で比較可能な財政情報の開示	
III 参考資料	
1 平成18年度市町別財政指標	39
2 財政用語解説	43
3 近年の本県市町村合併	44

関連サイト

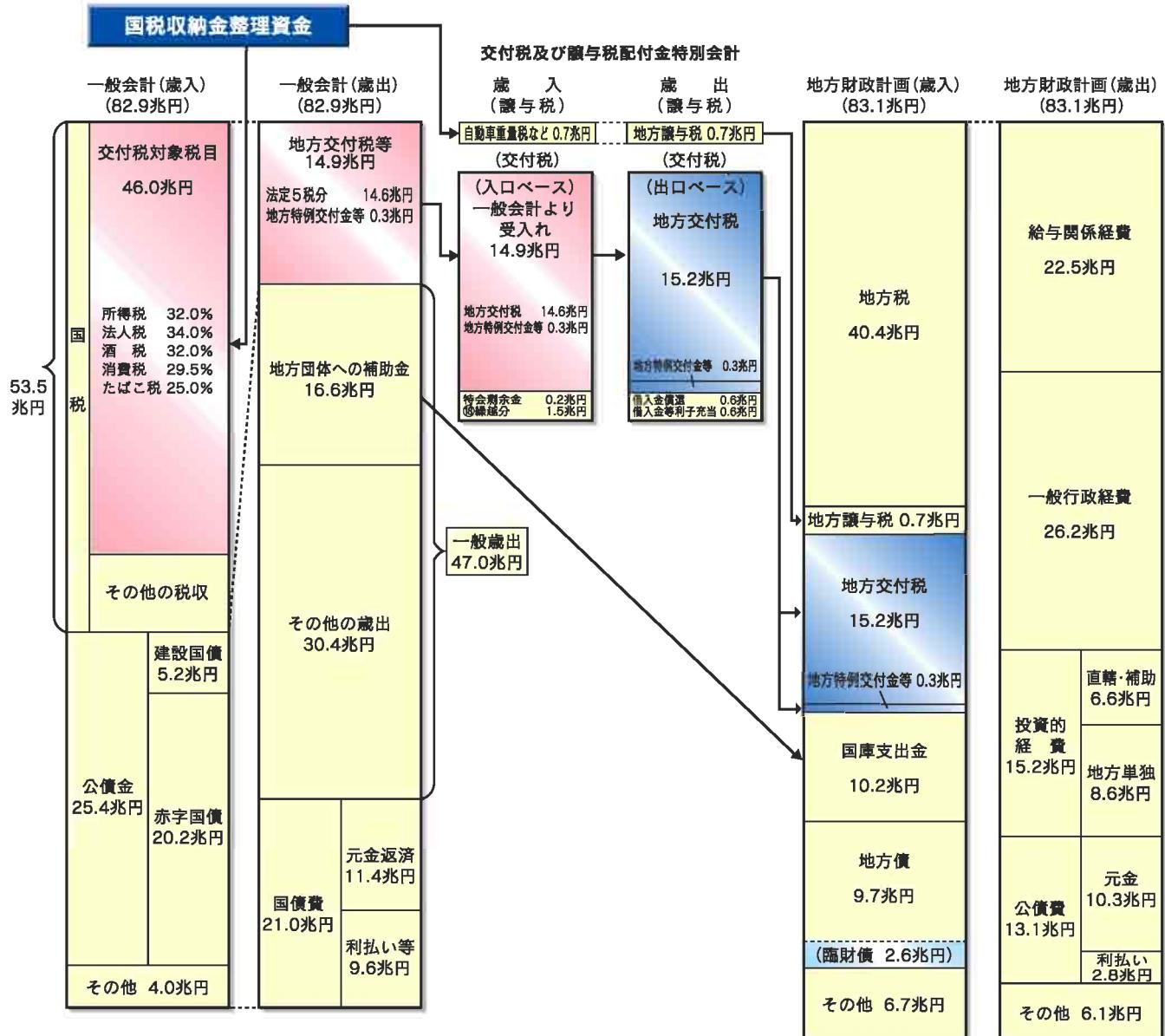
- 福岡県のホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f11/shityoson-zaisei.html>
○総務省のホームページ <http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>

I 地方財政を取り巻く環境

1 国の財政と地方財政

国と地方の財政は密接に結びついて活動し、国民経済に寄与しています。このため、国の財政と地方財政は、「公経済における車の両輪」の関係にあるといわれています。

国の予算と地方財政計画との関係（平成19年度当初）



地方財政計画

毎年度2月上旬に公表される翌年度の地方財政全体（普通会計、純計）の收支見込みで、地方公共団体の行財政運営の指針となります。

2 国と地方の役割分担

①公衆衛生、清掃等保健衛生の増進、②生活保護等社会福祉の充実、③小・中学校教育等の振興、④道路整備、都市計画等生活基盤整備の推進、⑤河川、海岸等国土保全の推進、⑥商工業等産業の振興、⑦安全と秩序維持に係る警察、消防の充実など国民生活と密接に関連する行政は、そのほとんどが地方公共団体により実施されています。

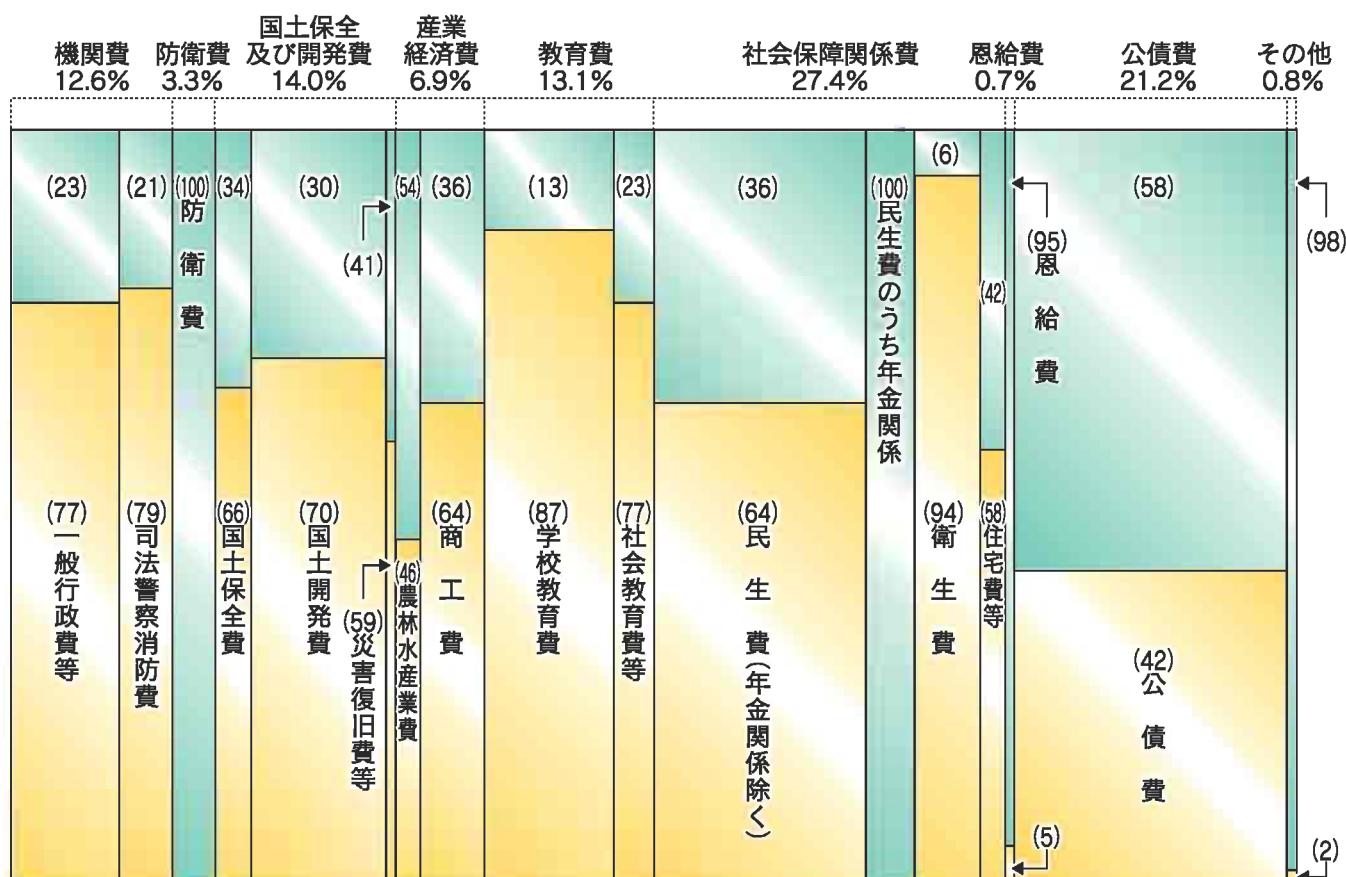
国・地方を通じる純計歳出の目的別構成費（平成18年度決算）

純計歳出額 147.8兆円



国・地方を通じる純計歳出規模（目的別）

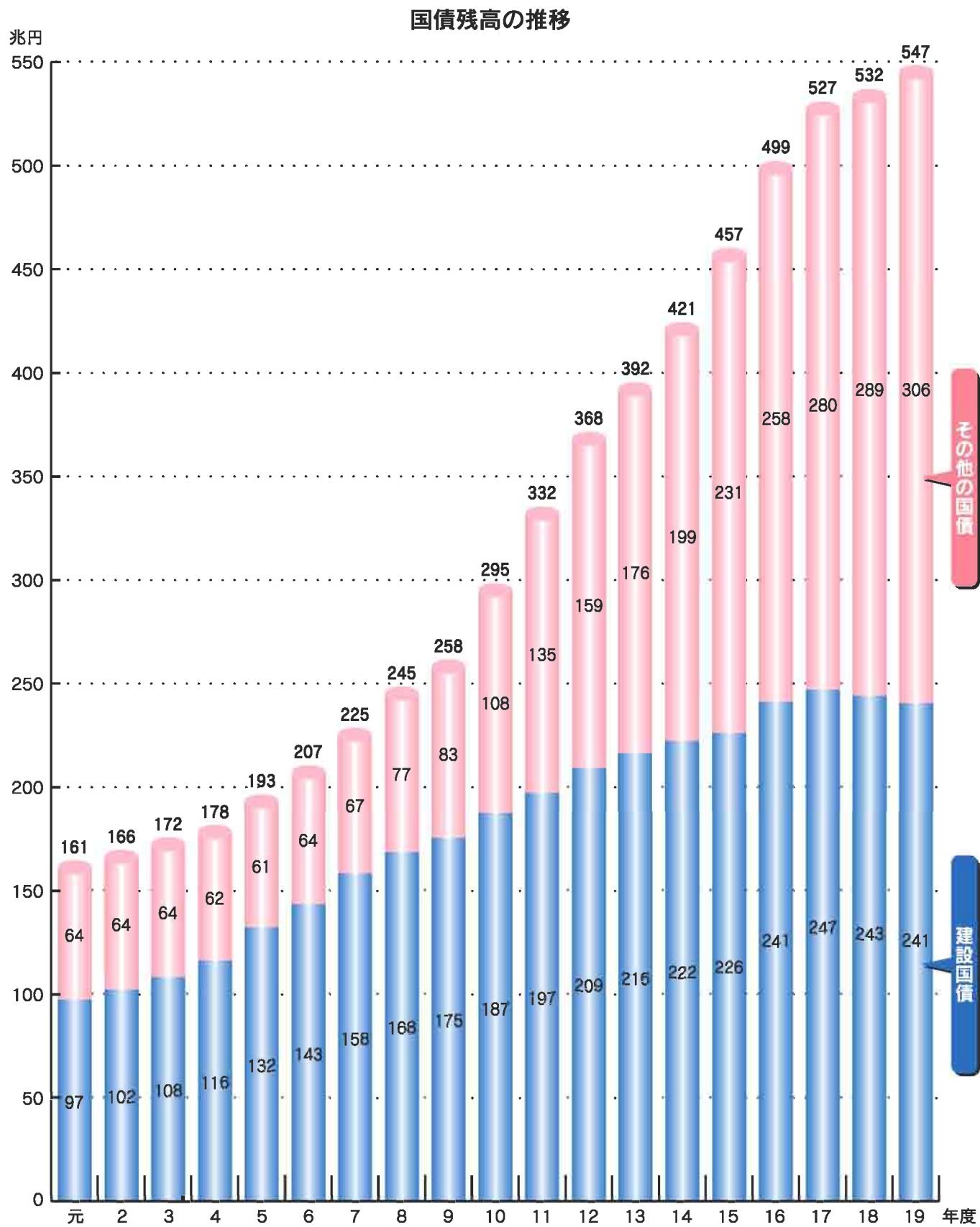
国 (40.5%)
地方 (59.5%)



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合を示す。

3 累積する国の借金

バブル崩壊後の景気の低迷による税収の落込み、減税の補てんや景気対策のために大量の公債を発行してきたことが巨額の国債残高の原因となっています。

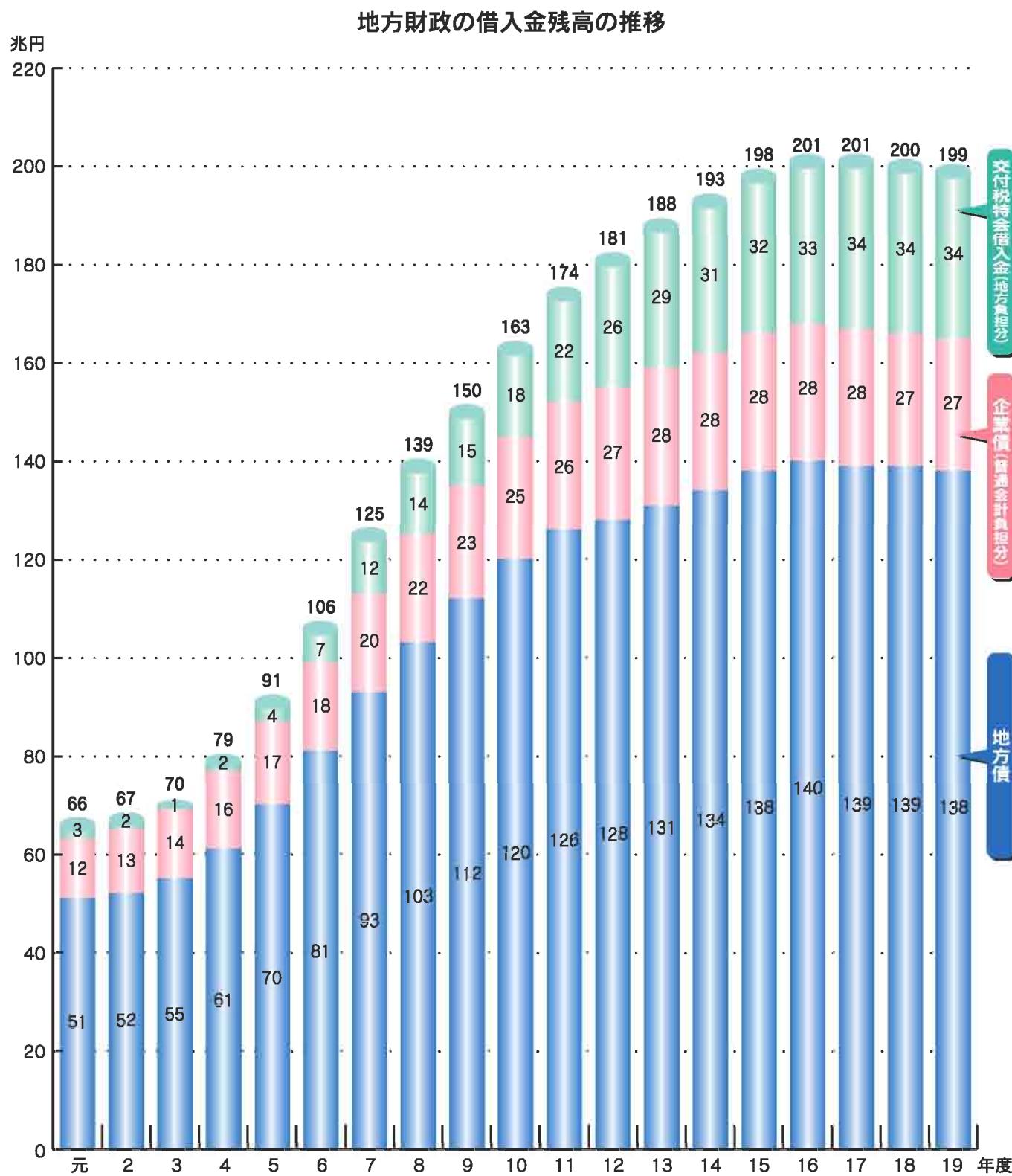


(注) 普通国債の残高であり、18年度までは実績、19年度は年度末見込である。

4 厳しさを増す地方財政

(1) 地方財政の借入金残高の累増

地方財政の借入金残高は平成19年度末で約199兆円と、平成18年度から縮減しているとはいえ、近年の地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により、極めて高い水準にあり、今後もその償還費の負担が高水準で続くため、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されています。



(注) 1 地方債残高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

2 地方債残高及び交付税特会借入残高は、18年度までは実績、19年度は補正後見込である。

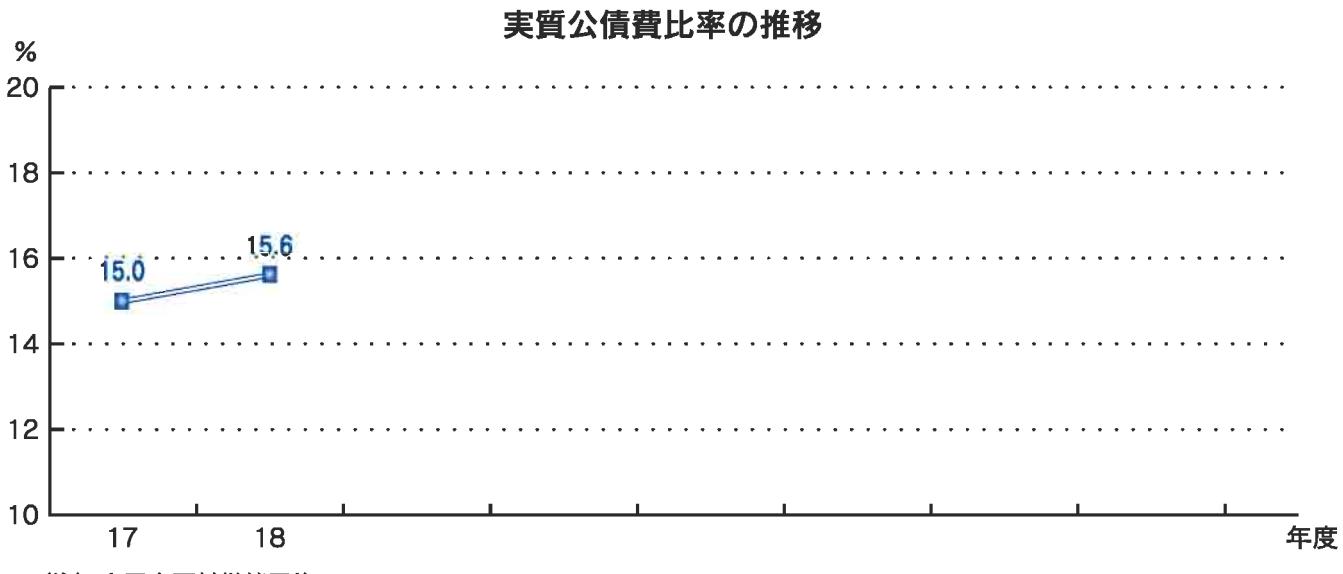
3 企業債残高（うち普通会計負担分）は、決算統計をベースとした推計値である。

(2) 財政の硬直化

平成18年度の経常収支比率は、平成元年度と比べて約20ポイント上昇しており、また実質公債費比率が18%以上の市町村は全国で510(全体の約27.9%)にのぼるなど、財政構造の硬直化が一段と進行しています。



経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、普通交付税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見るもので、この比率が低いほど普通建設事業費等の臨時の経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいますことになります。
--------	--



実質公債費比率	一部事務組合や下水道・病院等の元利償還金に対する負担金や繰出金等を含めた実質的な公債費に充てた一般財源の額と、標準的な規模の収入額の比率で、平成18年度から地方債の発行が許可制から原則協議制へ移行したことに伴い、地方債の発行に対する同意又は許可の基準として定められました。 この比率が18%以上になった場合、地方債の発行に関して総務大臣又は知事の許可が必要となり、25%以上になった場合、地方債の発行に制限が加えられます。
---------	--

5 地方公共団体の財政の健全化の推進

地方公共団体の運営においては、何よりも住民に基礎的な行政サービスの提供を継続することが重要です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期健全化措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政の健全化を促していくことを目的としています。

(1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

I. 健全化判断比率の公表等

○地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の長は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととする。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率(全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率)
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率)



II. 財政の早期健全化

1. 財政健全化計画

○健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

2. 財政健全化計画の策定手続等

○財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3. 国等の勧告等

○財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるとときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることとする。

III. 財政の再生

1. 財政再生計画

○再生判断比率(I ①～③)のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないこととする。

2. 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3. 地方債の起債の制限

- 再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

4. 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

- 財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

5. 国の勧告、配慮等

- 財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。
- 再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

IV. 公営企業の経営の健全化

- 公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、II 2、3及びV 1と同様の仕組みを設ける。



V. その他

1. 外部監査

- 地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととする。

2. 施行期日等

- 健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。
- 国等に対する寄附を当分の間原則禁止することとしている現行再建法の規定を引き続き設ける。

(2) これまでの財政再建制度との違い

新しい健全化法

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- 財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- 実施状況を毎年度議会に報告し公表
- 早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- 財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
【同意無】
 - 災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
 - 収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
 - 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業等の経営の健全化

健全財政

財政悪化

現行制度

〈現行制度の課題〉

- 分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- 再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- 普通会計を中心とした収支の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があるても対象とならない
- 公営企業にも早期是正機能がない等の課題

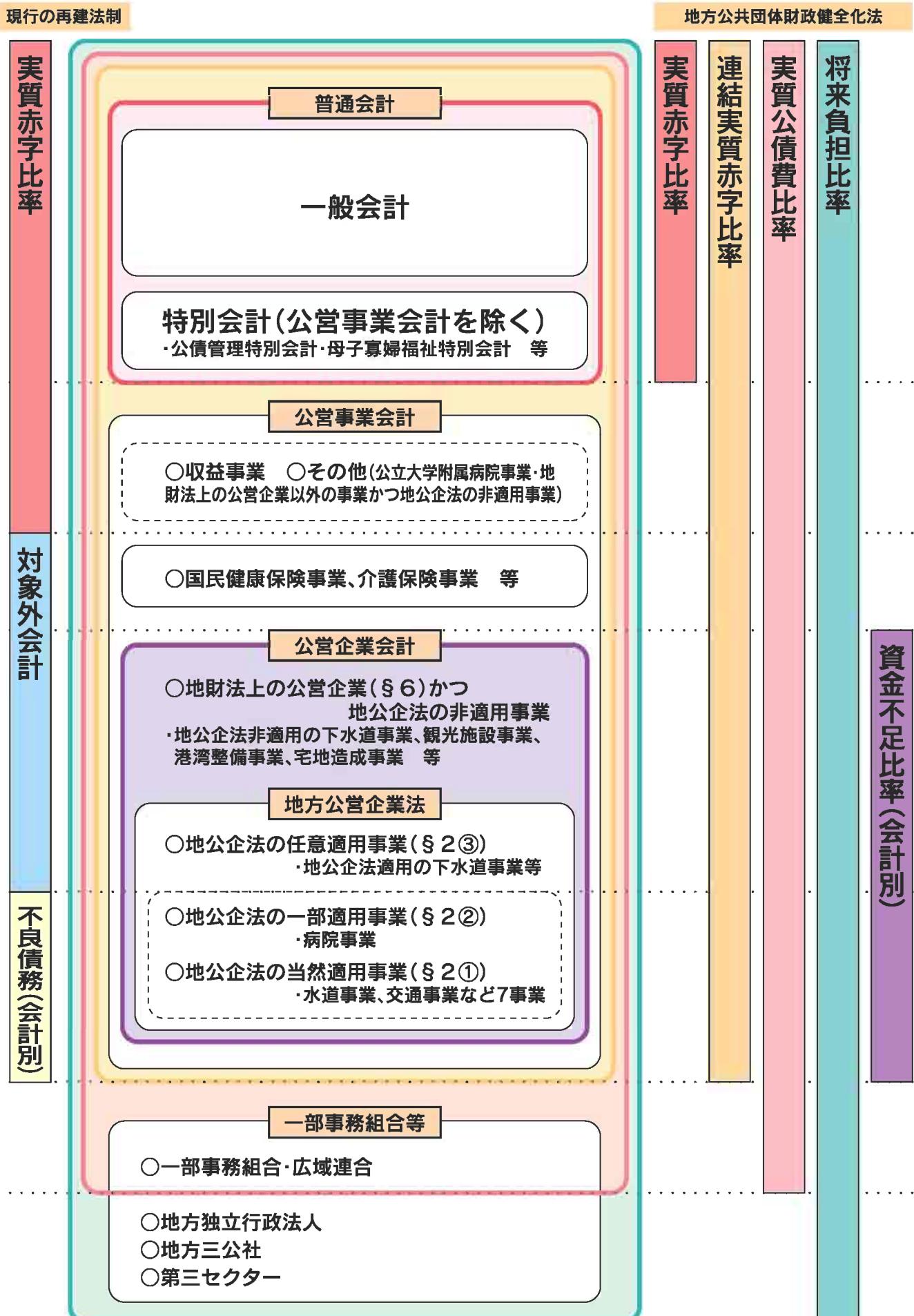
〈地方財政再建促進特別措置法〉

- 赤字団体が申出により、財政再建計画を策定（総務大臣の同意が必要）

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

- 公営企業もこれに準じた再建制度（地方公営企業法）

(3) 健全化判断比率の対象会計範囲のイメージ

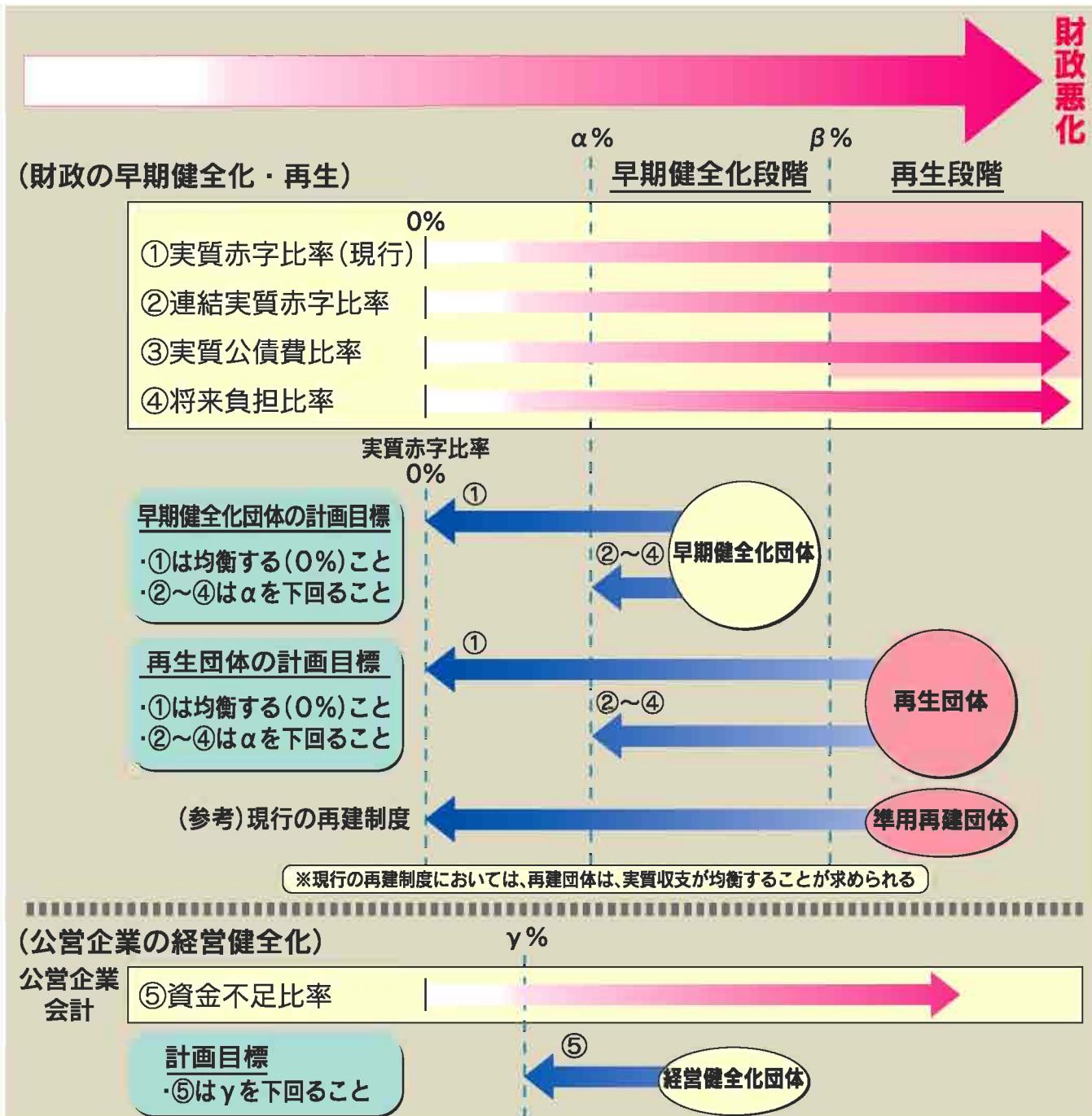


(4) 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ

(早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準)

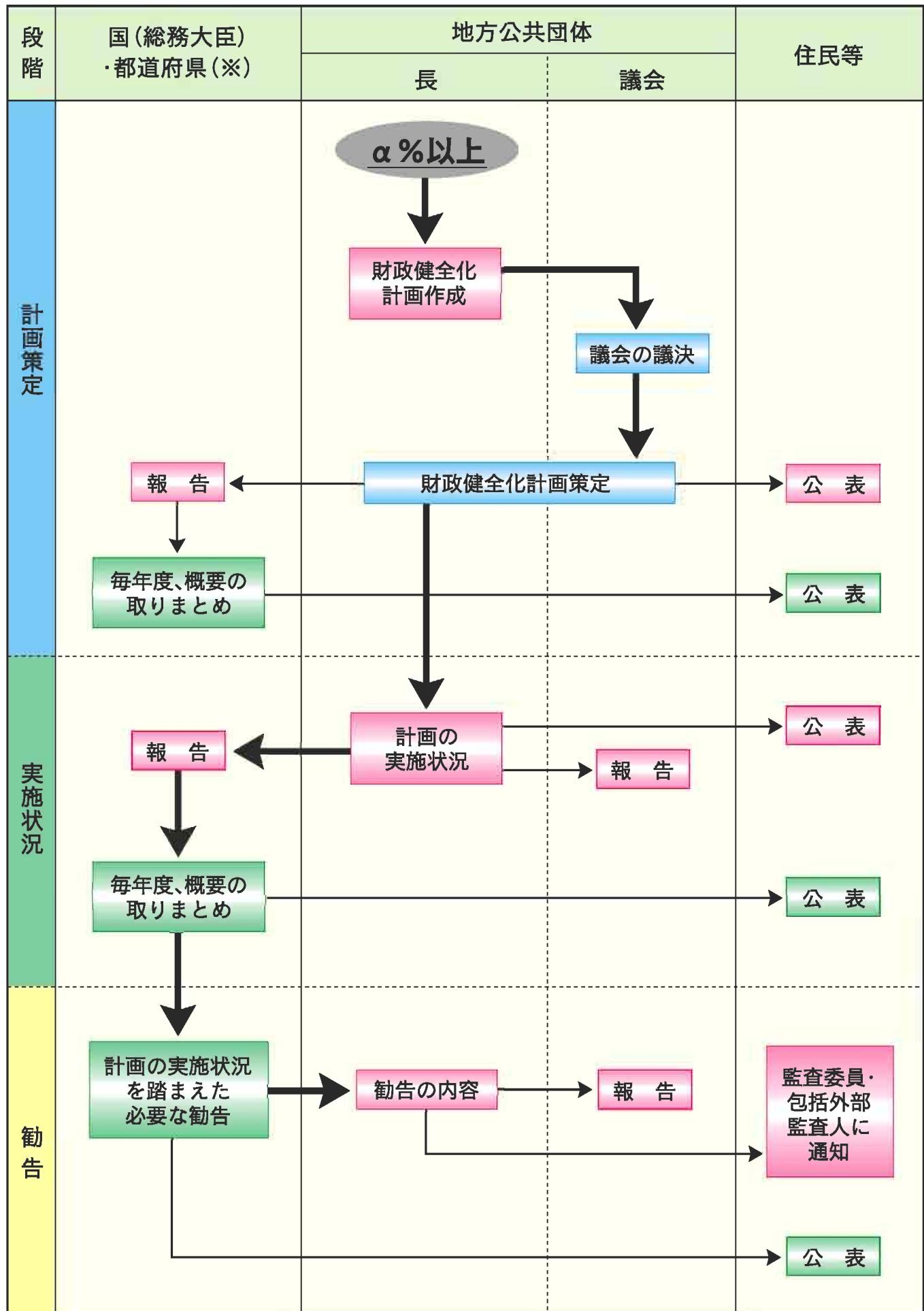
	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県:3.75% 市町村:財政規模に応じ11.25~15%	都道府県:5% 市町村:20%
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	都道府県:8.75% 市町村:財政規模に応じ16.25~20%	都道府県:15%(*) 市町村:30%(*)
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	都道府県・市町村:25%	都道府県・市町村:35%
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	都道府県・政令市:400% 市町村:350%	—
○公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	(経営健全化基準) 20%	—

(※)連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(市町村は40%→40%→35%)が設けられている。



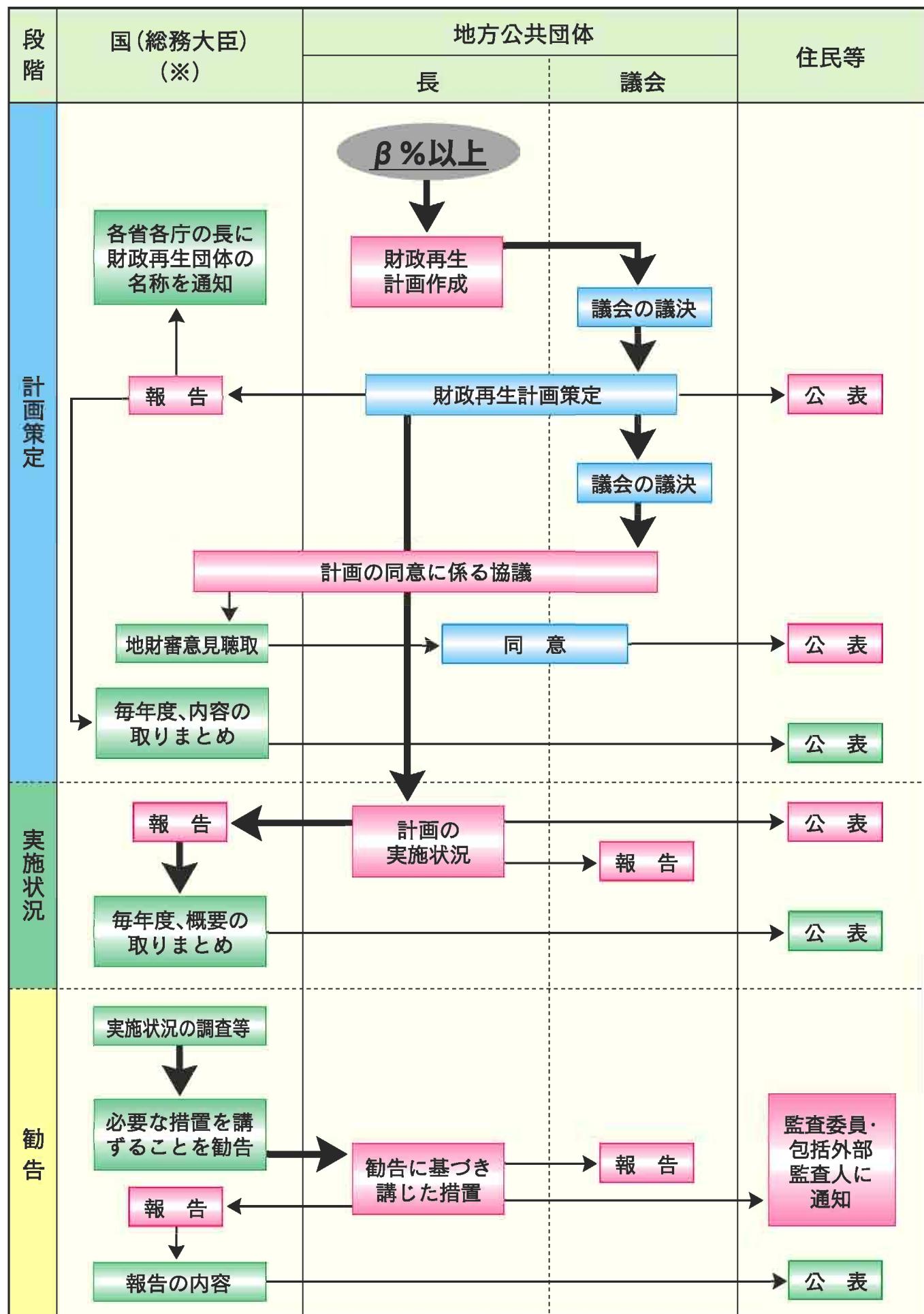
(※)早期健全化基準を α 、財政再生基準を β 、経営健全化基準を γ としている。(11頁、12頁も同じ)

(5) 早期健全化の手続



※市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の早期健全化の場合は、都道府県知事が行う。

(6) 財政再生の手続



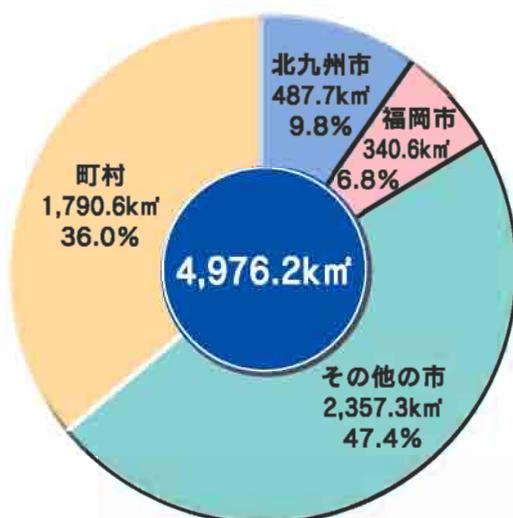
※市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の再生の場合は、都道府県知事を経由。

II 県内市町村財政の現状

1 県内市町村の状況

本県の市町村を財政的にみると、北九州市、福岡市、その他の市、町村の4者でほぼ均しく支えています。

面 積



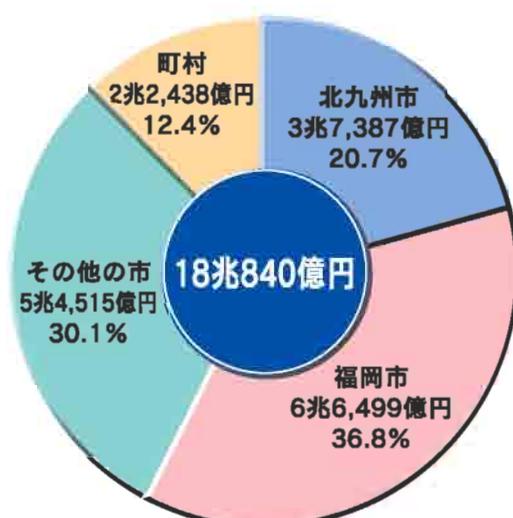
平成18年10月1日現在※

人 口



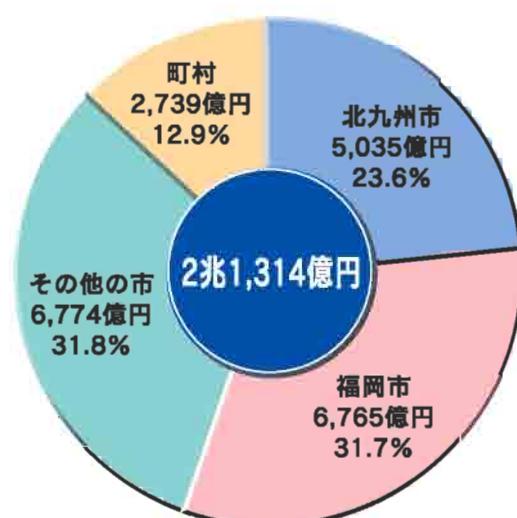
住基人口：平成19年3月31日現在※

経 濟



平成17年度市町村内総生産※

財 政



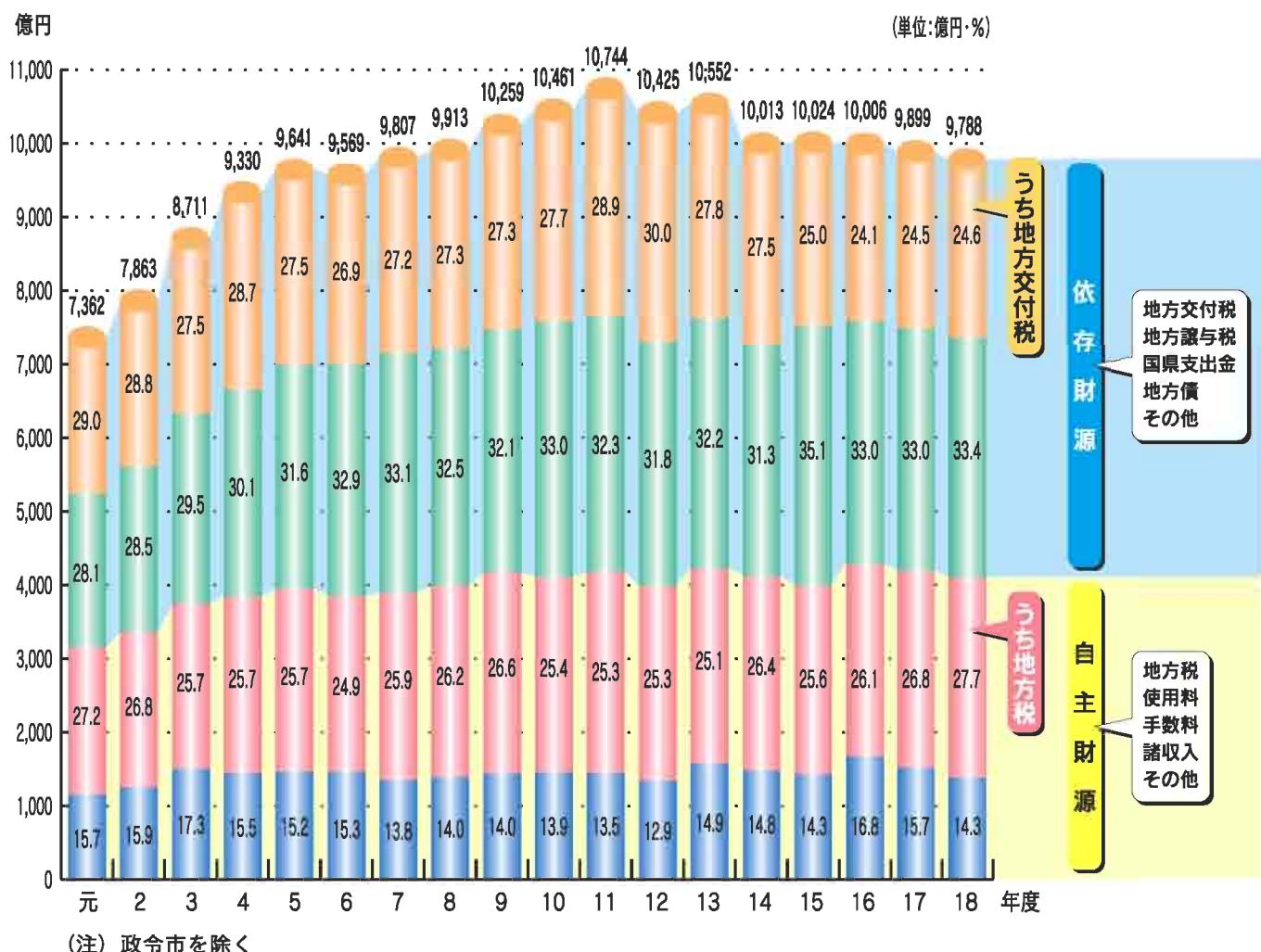
平成18年度県内市町村
普通会計歳出決算※

※「その他の市」・「町村」の区分は、平成19年3月31日現在の区分による。

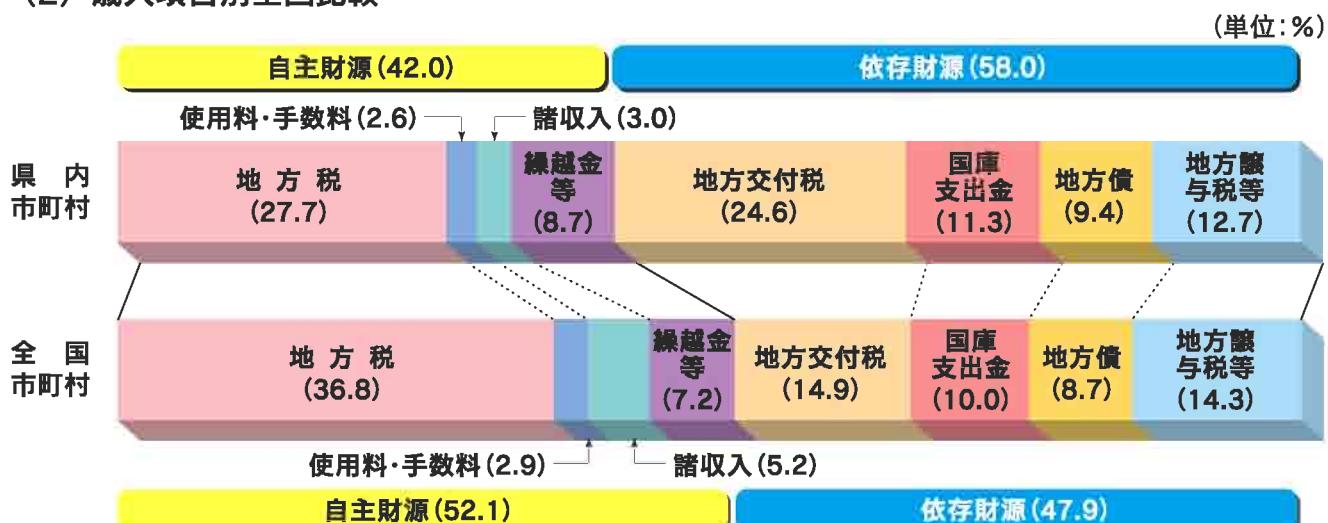
2 歳入

全国と比較した場合、地方税の比率が低く、依存財源の比率が高くなっています。

(1) 歳入決算額の推移（自主財源、依存財源別）



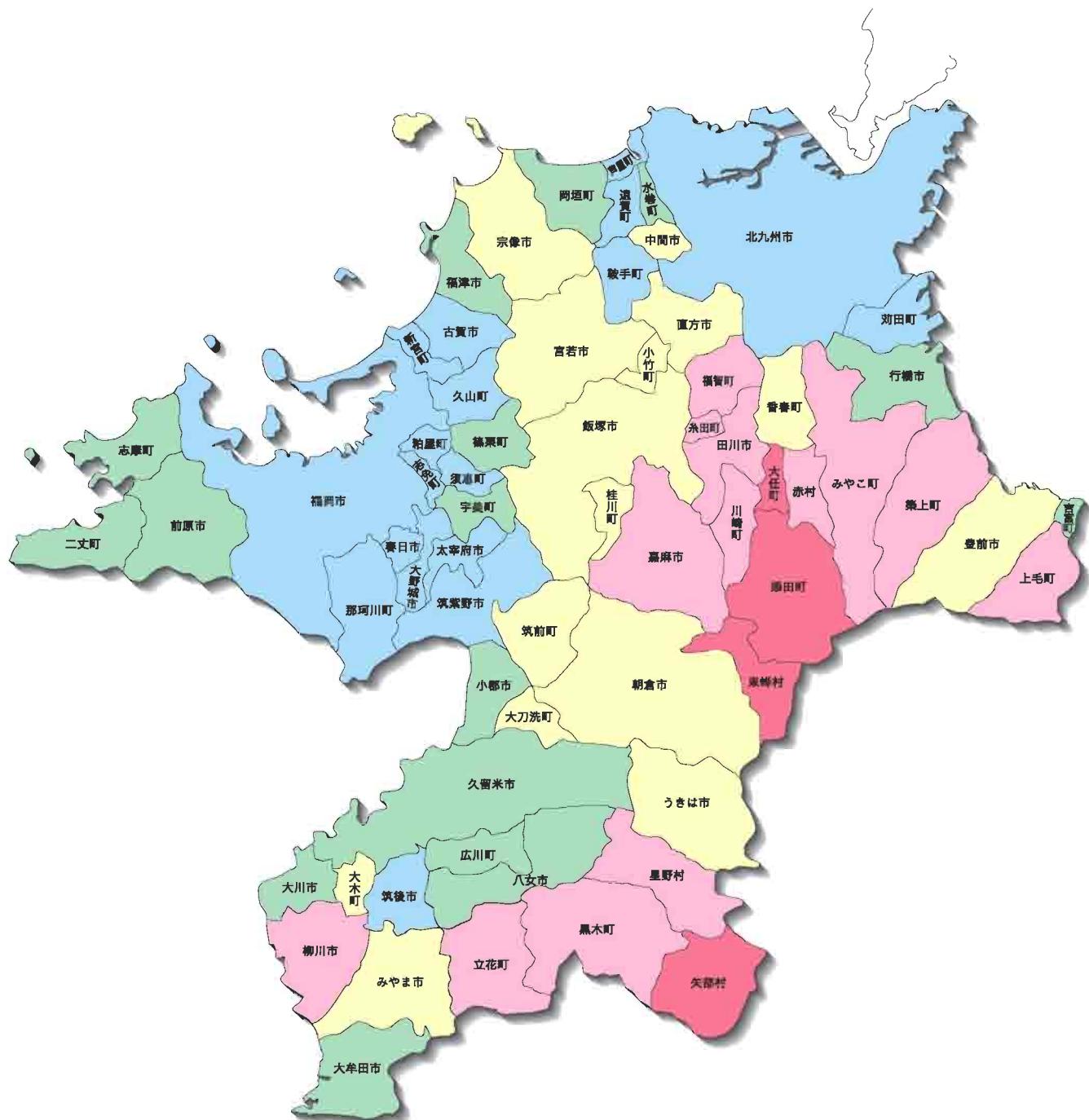
(2) 歳入項目別全国比較



（注）県内市町村は、政令市を除く

(3) 自主財源比率の状況（平成18年度）

区分	団体色	団体数			
		政令市	25市	町村	計
50%以上	■	2	6	10	18
40~50%未満	■			8	8
30~40%未満	■			9	6
20~30%未満	■			3	10
20%未満	■				4

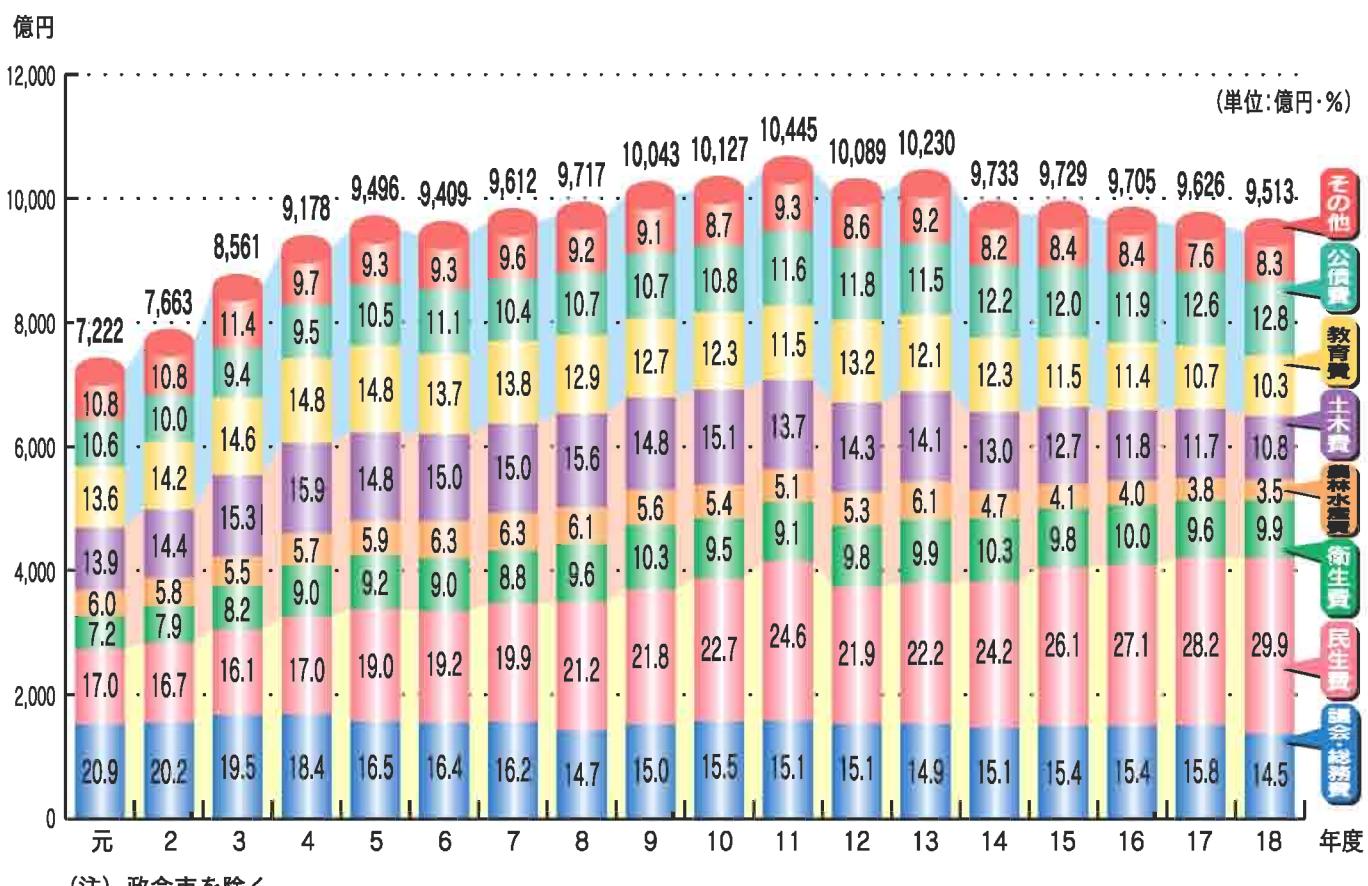


3歳出

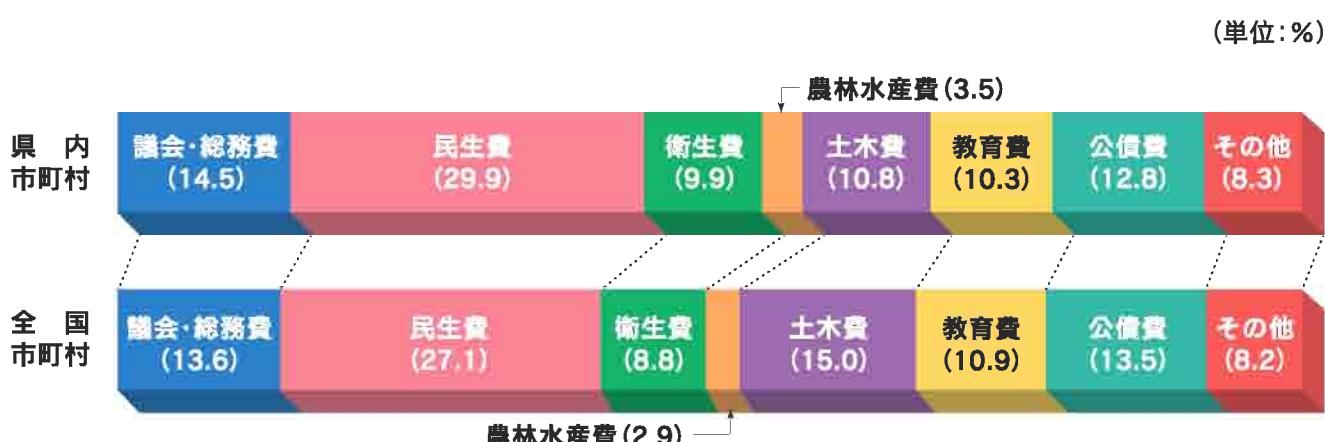
(1) 目的別

全国と比較した場合、土木費、公債費の占める割合は低くなっていますが、議会・総務費、民生費などの占める割合が高くなっています。

① 岳出決算額の推移



② 岳出項目別全国比較

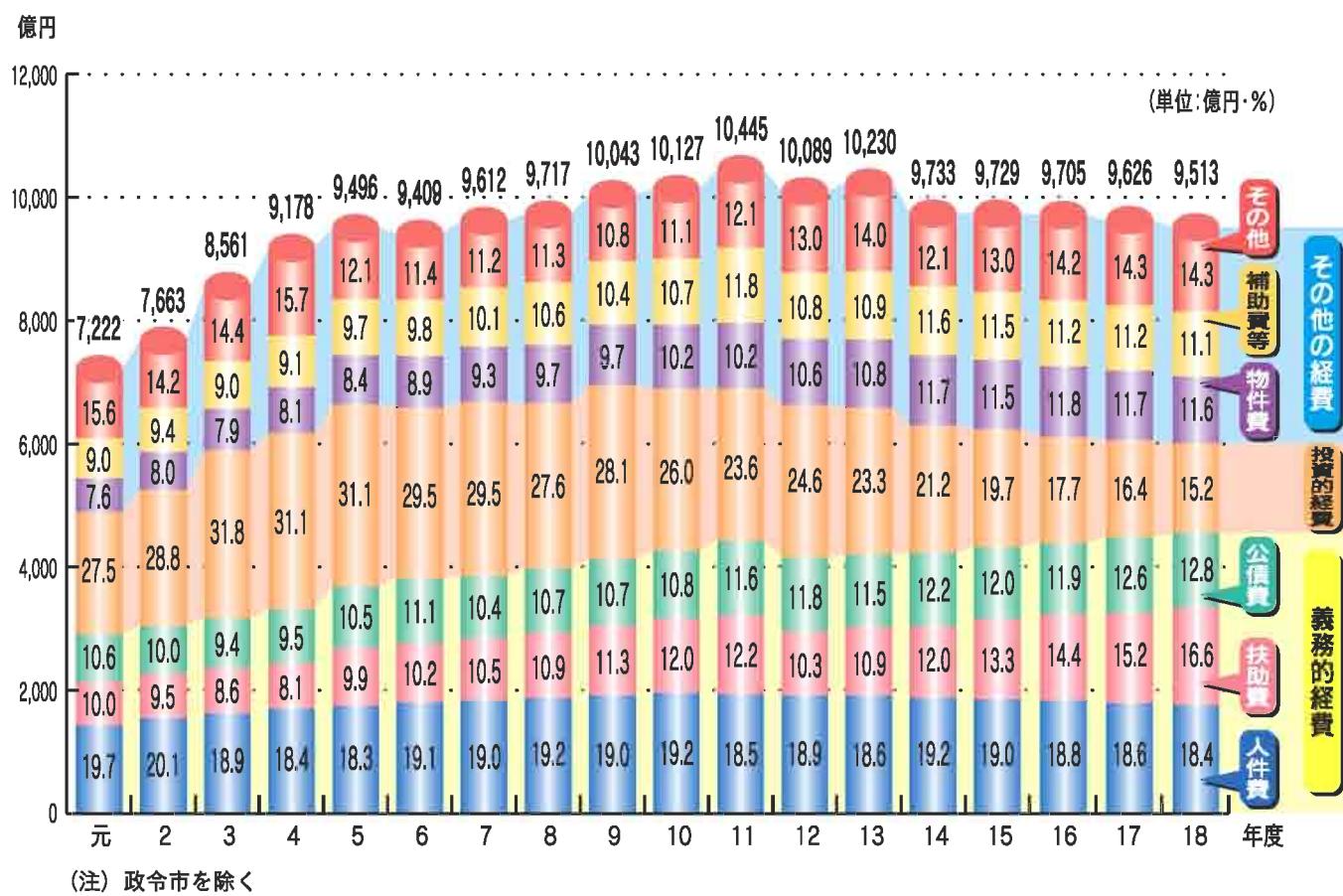


(注) 県内市町村は、政令市を除く

(2) 性質別

全国と比較した場合、扶助費、補助費等、失業対策事業費などの比率が高い反面、人件費、公債費、普通建設事業費の比率が低くなっています。

① 岳出決算額の推移



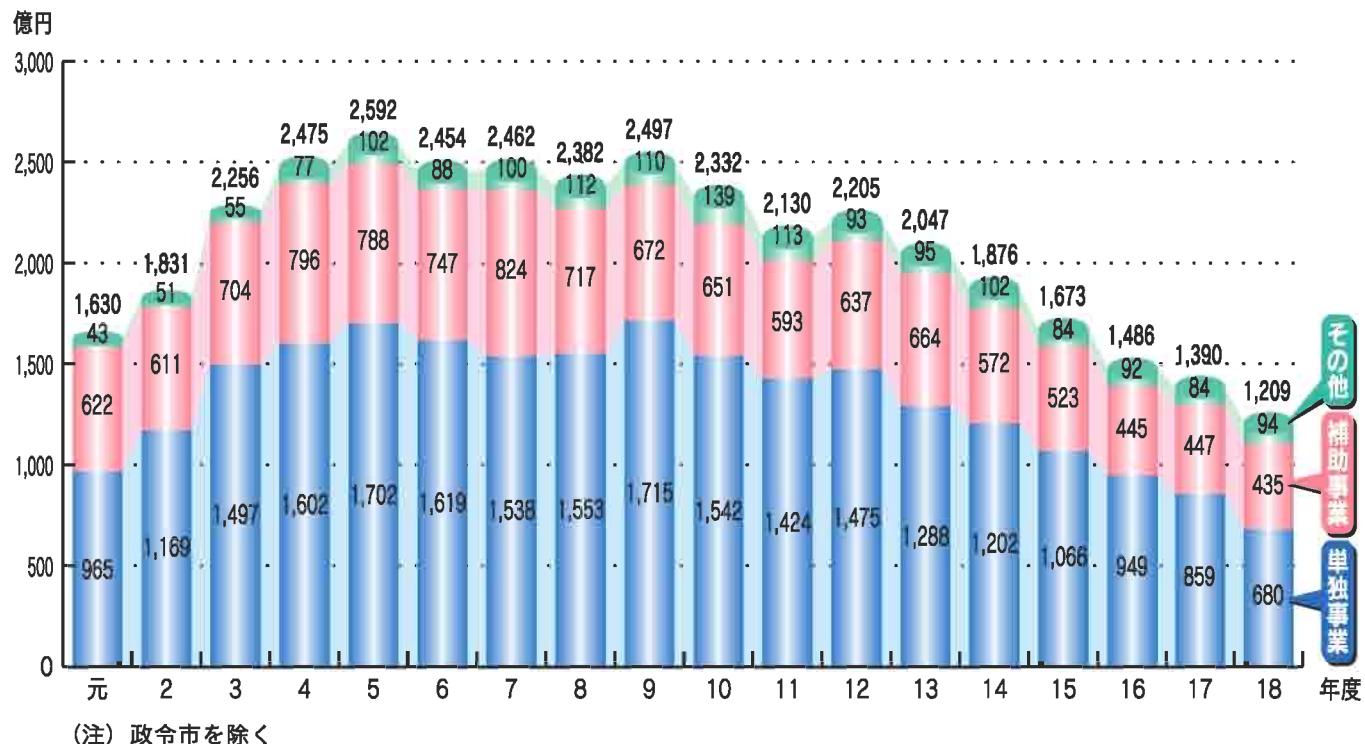
② 岳出項目別全国比較



(注) 県内市町村は、政令市を除く

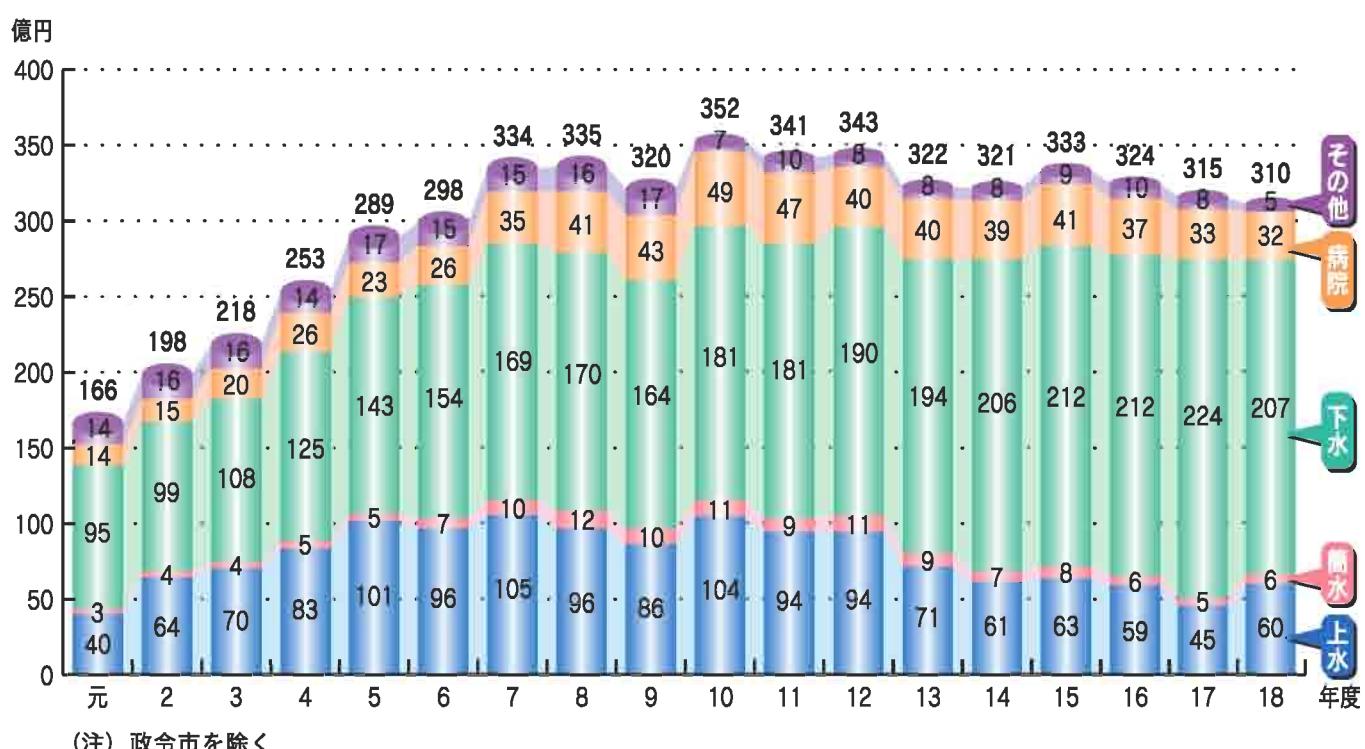
③ 普通建設事業費の推移

普通建設事業費は、平成元年度以降単独事業の積極的な事業展開により、平成5年度まで急速に増加しましたが、景気の低迷等に伴う財政状況の悪化、地方財政計画における投資的経費の削減などにより、近年では大幅に減少しています。



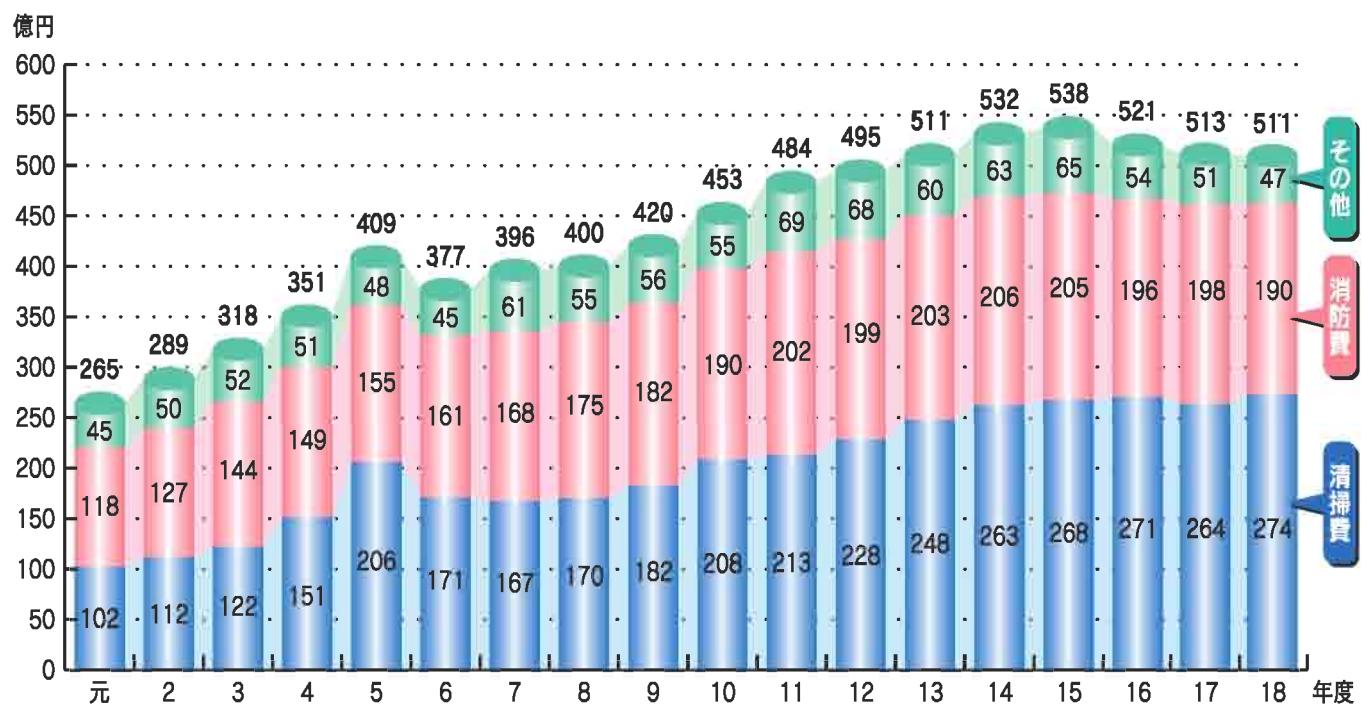
④ 公営企業に対する繰出金の推移

公営企業に対する一般会計からの繰出金は、平成元年度と比較して約2倍となっており、特に下水道事業に対する繰出金が著しく増えています。



⑤ 一部事務組合に対する負担金等の推移

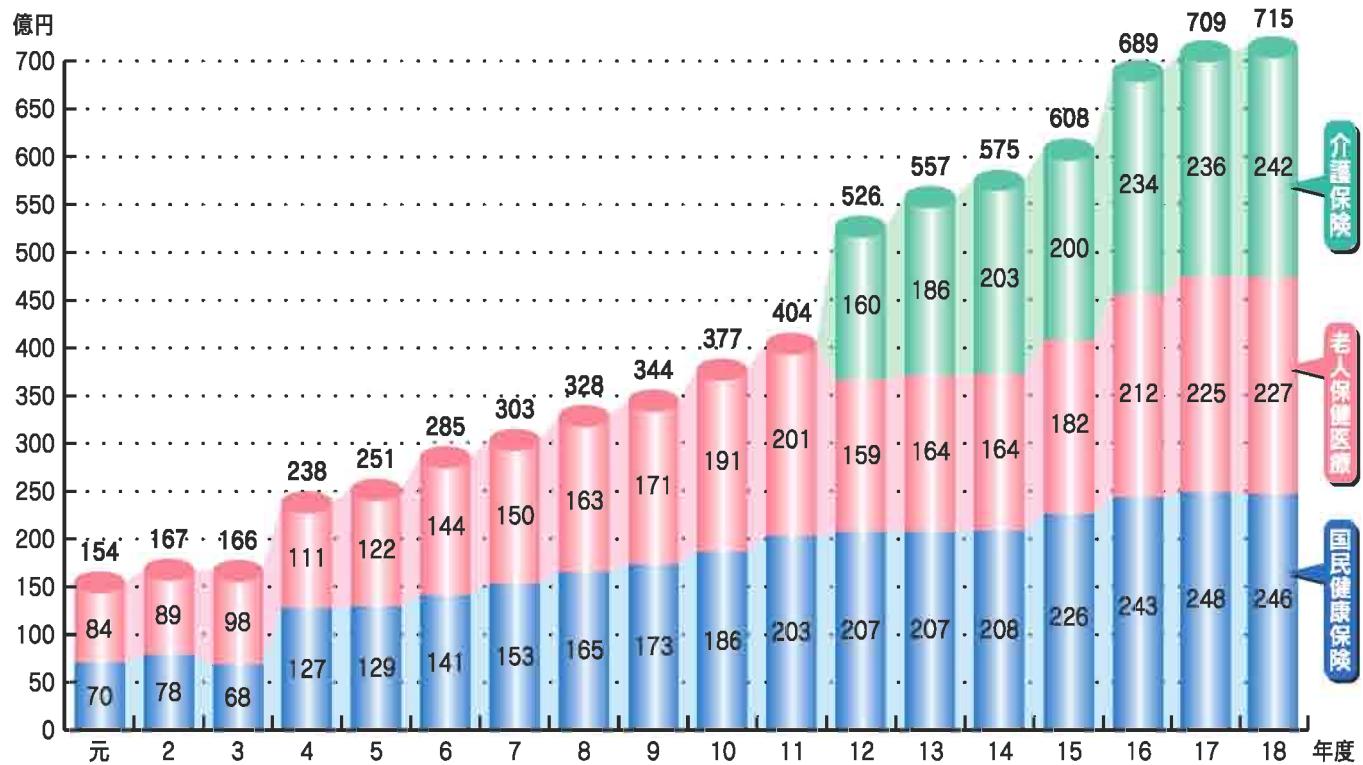
一部事務組合に対する負担金等は、清掃費及び消防費が大きく伸びたことによって、平成元年度の約2倍となっています。



(注) 政令市を除く

⑥ 国民健康保険・老人保健医療・介護保険各事業会計への繰出金の推移

平成12年度から市町村を保険者とした介護保険制度が導入されたこと等により、3事業会計に対する繰出金は、年々増加しています。



(注) 1 政令市を除く

2 介護保険事業会計は平成12年度に設置

4 硬直化が進む財政構造

(1) 赤字市町村数の推移

県内の赤字市町村数は、昭和61年度の13団体をピークに減少しており、平成18年度は1団体となっています。



(注) 全国の赤字市町村数には、合併に伴う打切り決算により赤字となった市町村が含まれている。

準用財政再建団体数の推移

年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
全 国	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1
本 県	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0

(注) 「準用財政再建団体」とは昭和30年度以降の赤字団体で法の規定を準用して財政再建を行う団体である。

(2) 経常収支比率の推移及び状況

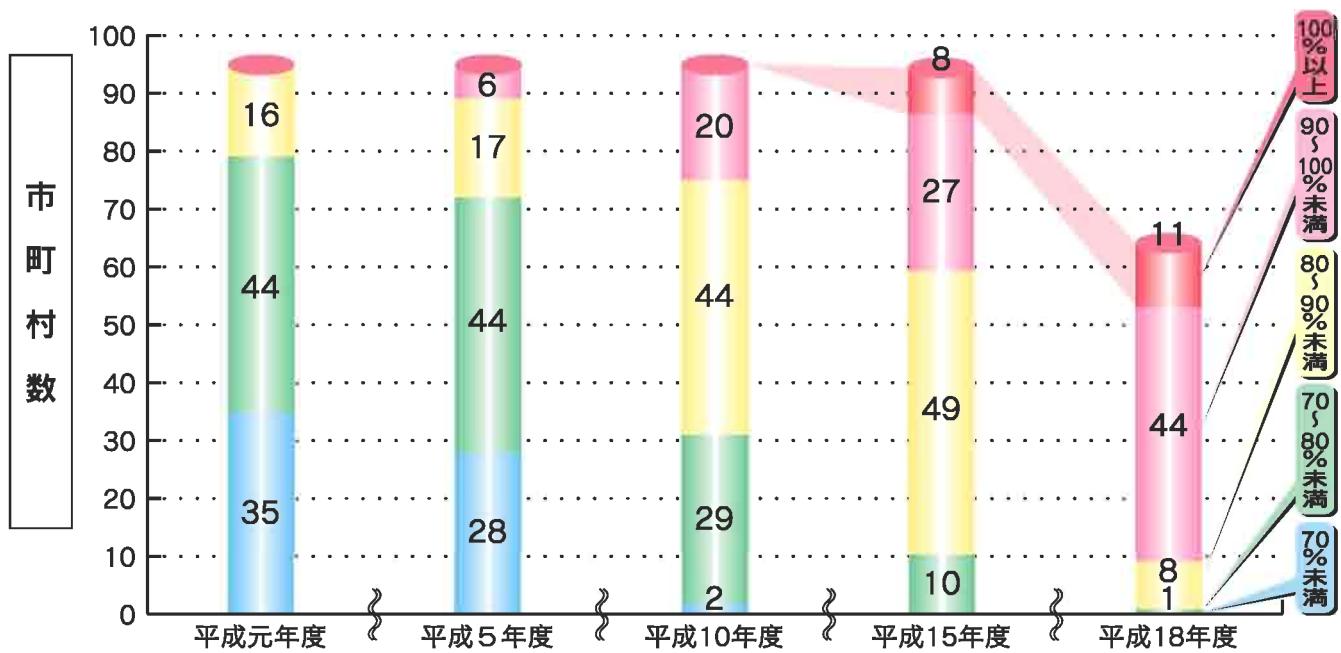
財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成4年度以降上昇傾向にあり、平成18年度の県内市町村の平均は94.6%と元年度に比べ20ポイント以上、上昇しています。

また、80%を下回る団体は1団体ですが、逆に100%を超える団体は11団体もあり、多くの団体において財政構造が硬直化しています。



(注) 政令市を除く市町村単純平均

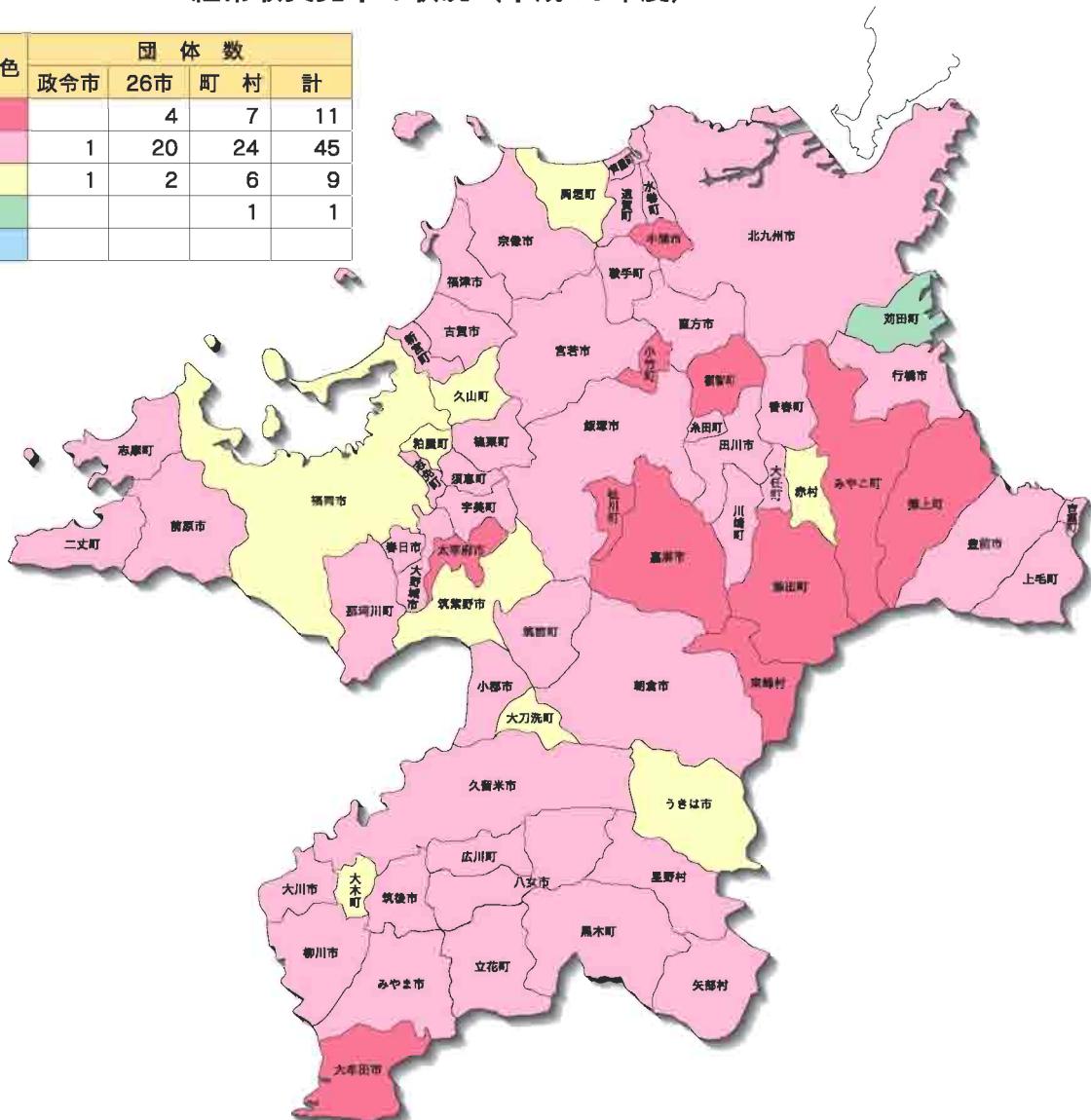
経常収支比率段階別県内市町村数の状況



(注) 政令市を除く

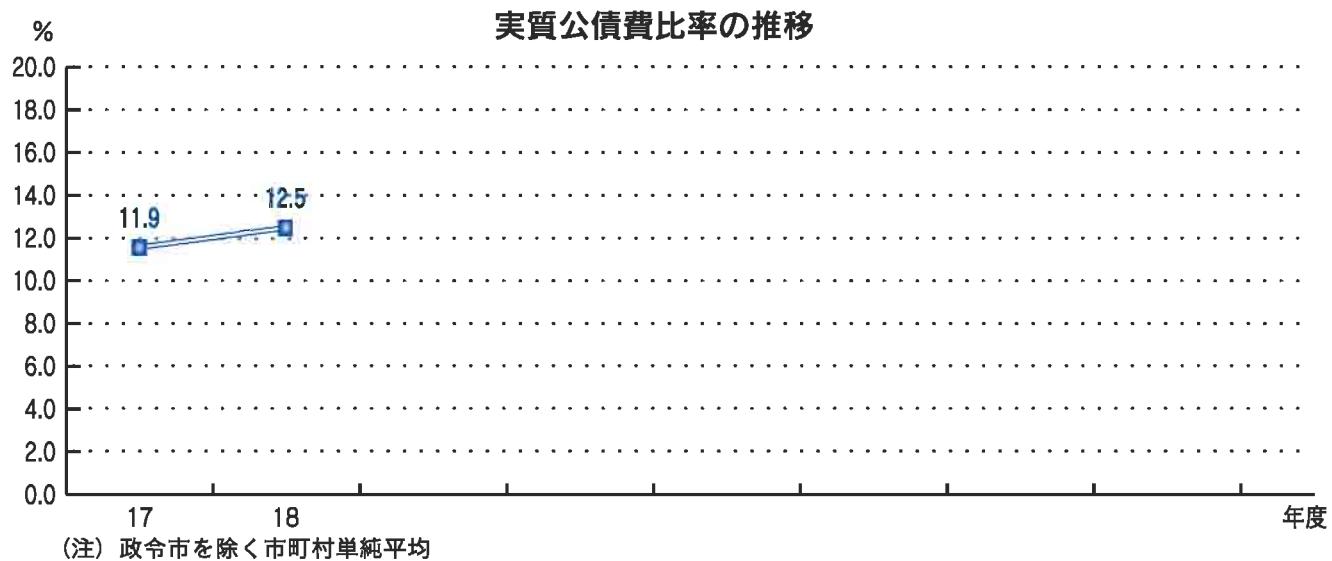
経常収支比率の状況（平成18年度）

区分	団体色	団体数			
		政令市	26市	町・村	計
100%以上	■		4	7	11
90~100%未満	■	1	20	24	45
80~90%未満	■	1	2	6	9
70~80%未満	■			1	1
70%未満	■				



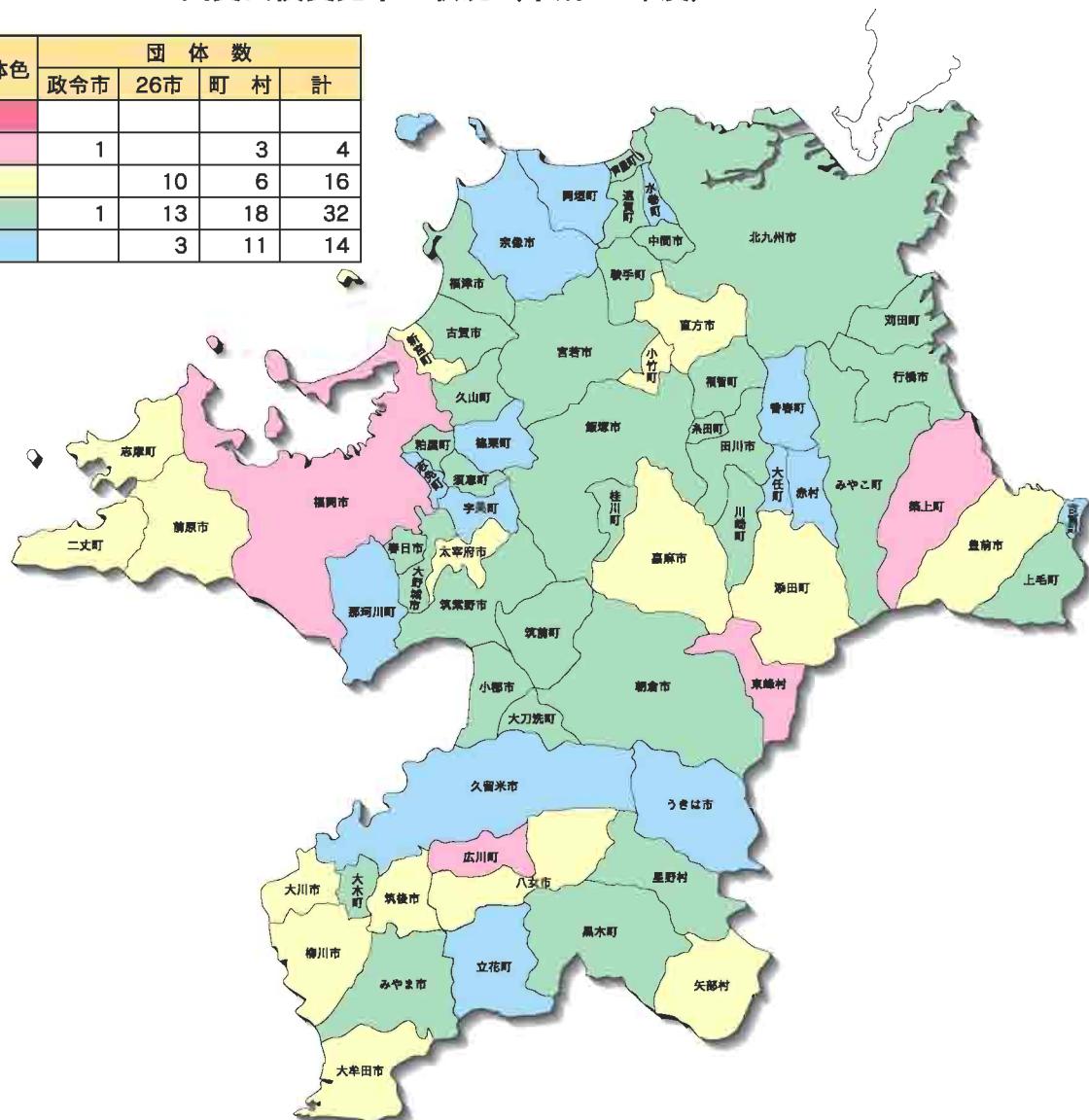
(3) 実質公債費比率の推移及び状況

実質公債費比率は、平成18年度から定められた比率ですが、本県の比率は全国平均と比較して低く、地方債の発行が制限される25%以上の市町村はありません。



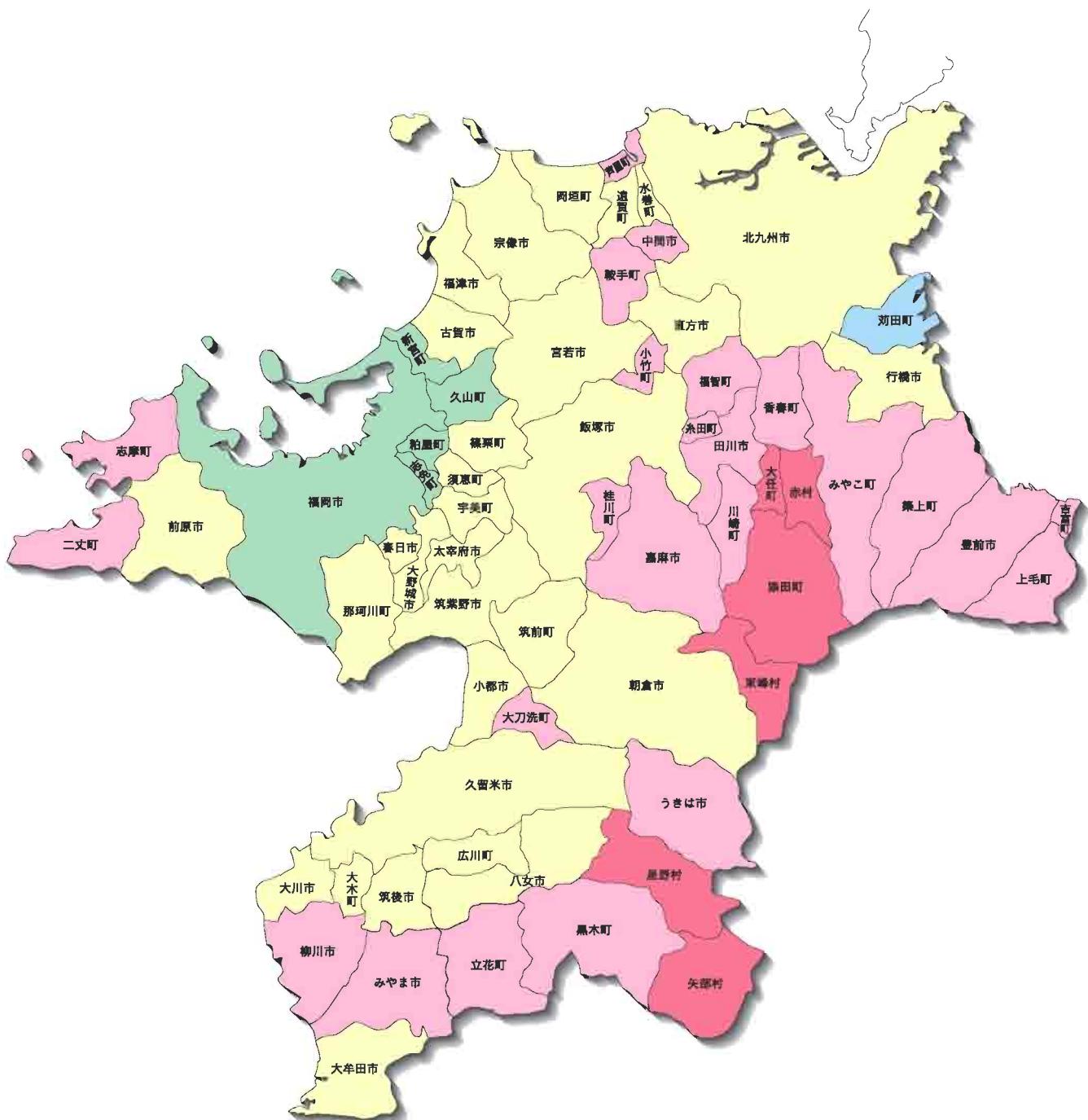
実質公債費比率の状況（平成18年度）

区分	団体色	団体数			計
		政令市	26市	町・村	
25%以上					
18~25%未満		1		3	4
15~18%未満			10	6	16
10~15%未満		1	13	18	32
10%未満			3	11	14



(4) 財政力指数の状況（平成18年度）

区分	団体色	団体数			
		政令市	26市	町 村	計
1.0以上	青			1	1
0.75~1.0未満	緑	1		4	5
0.5~0.75未満	黄	1	19	10	30
0.25~0.5未満	粉		7	17	24
0.25未満	赤			6	6



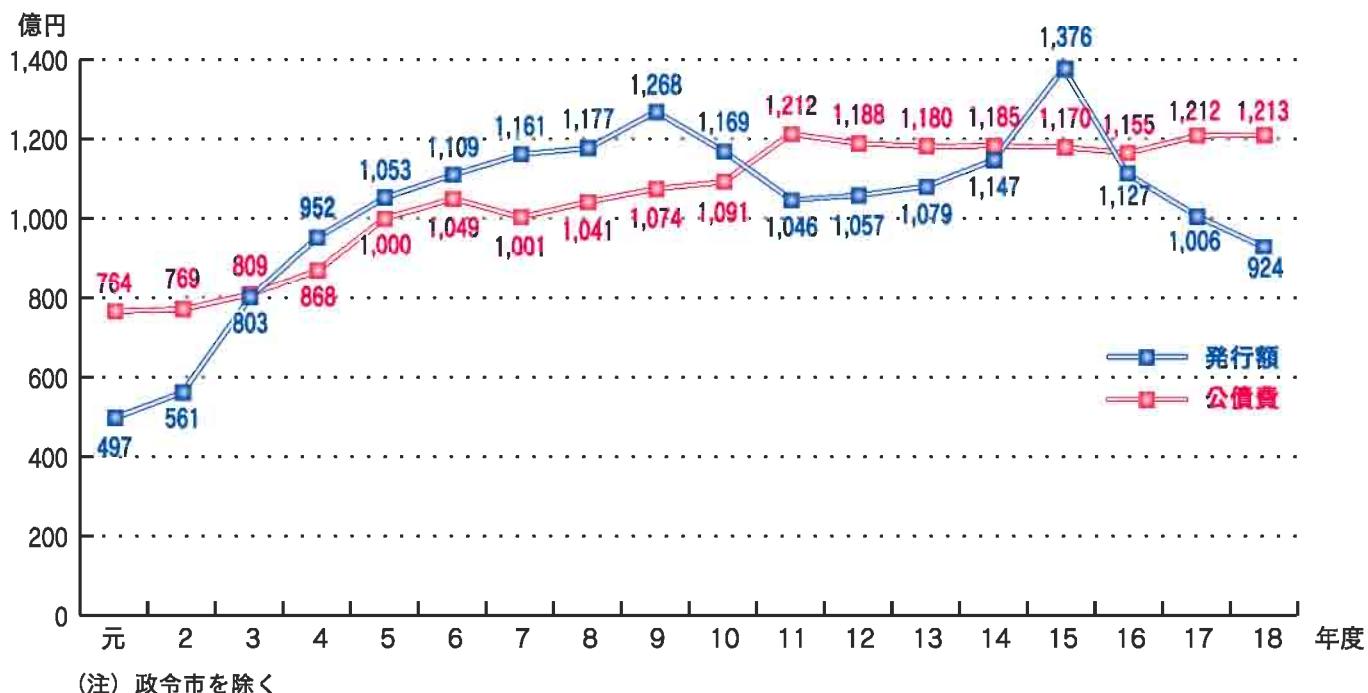
財政力指數	地方公共団体の財政力を示す指標で、標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する標準的に収入し得ると考えられる税収の割合です。 この指標が「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされます。
-------	---

5 増嵩する財政負担

(1) 地方債発行額と公債費の推移

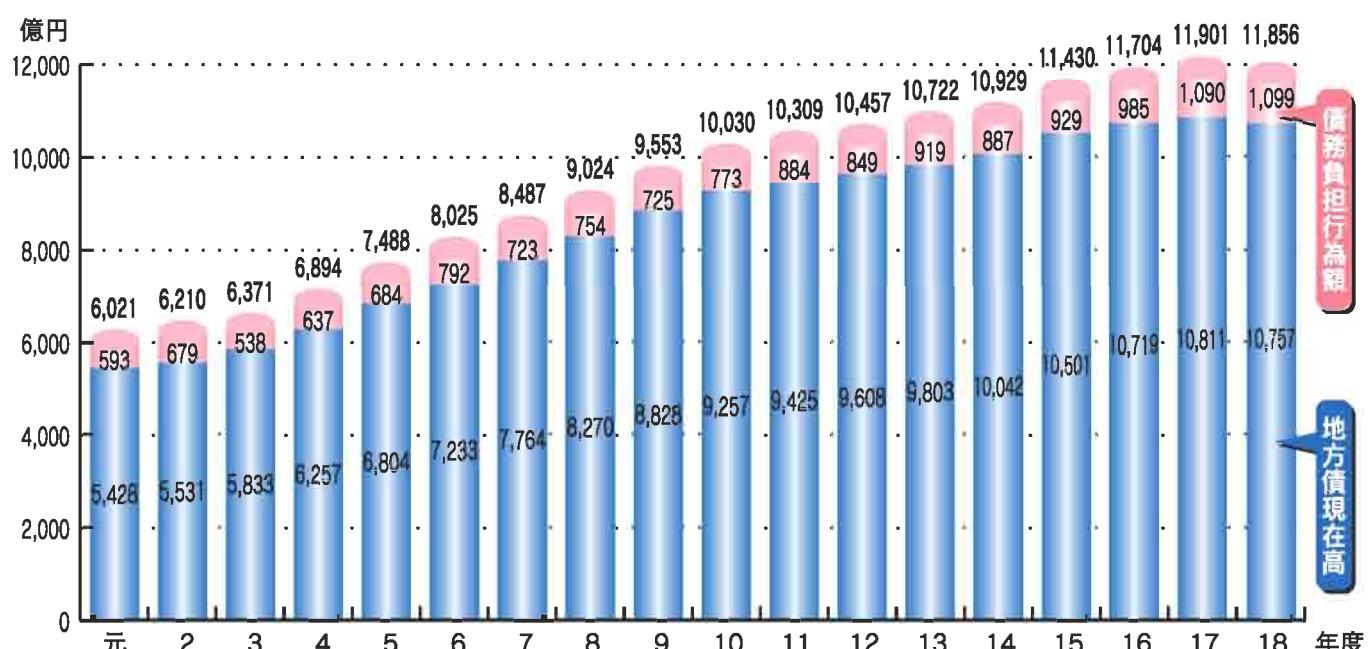
地方債発行額は、平成15年度以降は、毎年減少していますが、平成元年度と比較して、約1.9倍になっています。

また、公債費（元利償還金）は、平成元年度と比較して約1.6倍になっており、近年は、1,000億円を超える水準で推移しています。



(2) 地方債現在高と債務負担行為額の推移

平成18年度末の地方債現在高と債務負担行為額を合わせると1兆1,856億円にものぼり、平成元年度の約2倍にも膨らんでいます。

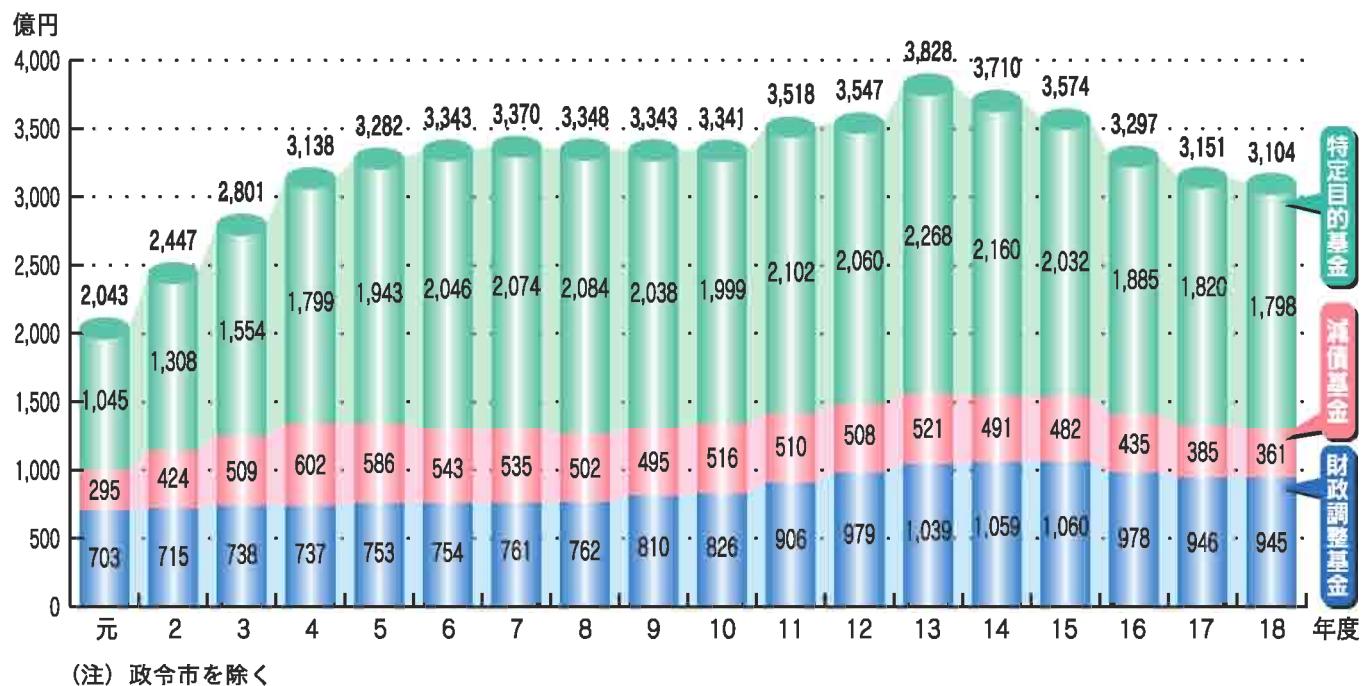


(注) 1 政令市を除く

2 債務負担行為額は、翌年度以降支出予定額である。

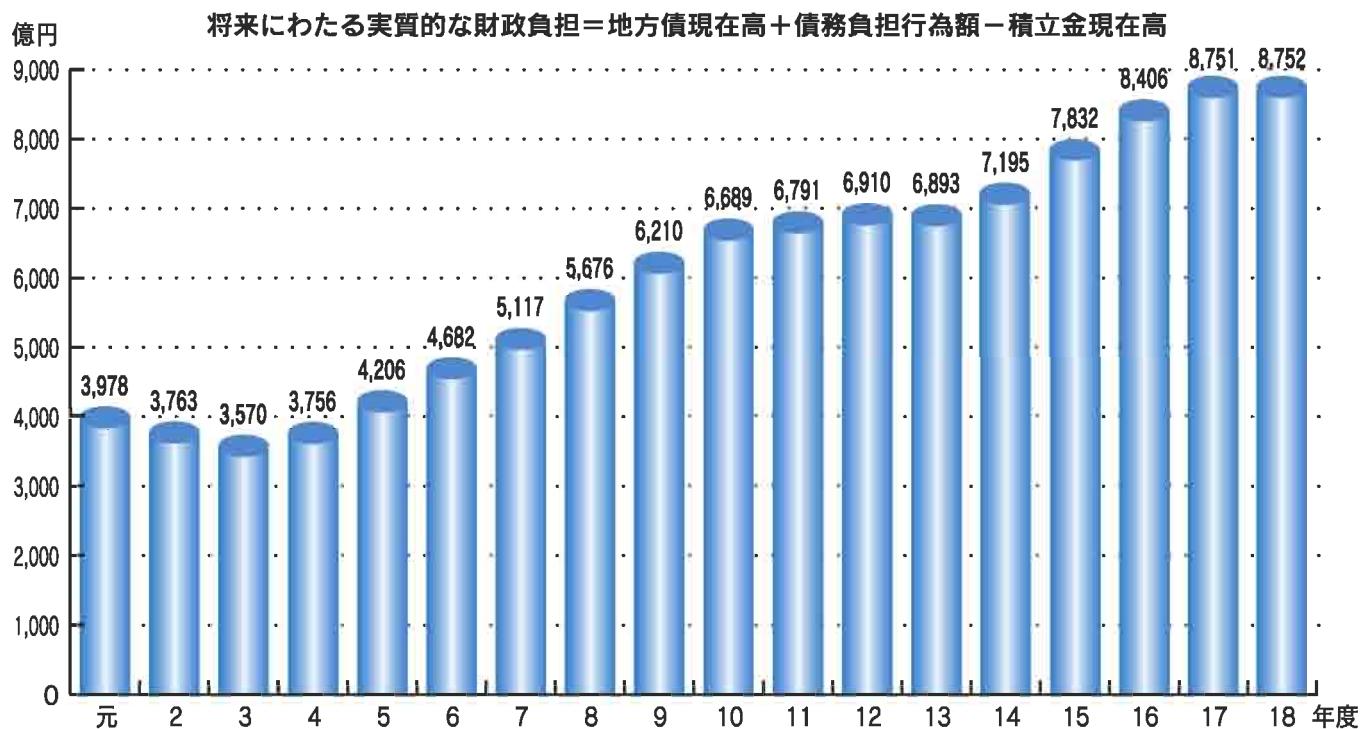
(3) 積立金現在高の推移

積立金現在高は、平成5年度までは、公債費に充てる減債基金や特定目的のための基金を中心に大幅に増加してきましたが、近年では減少傾向にあります。



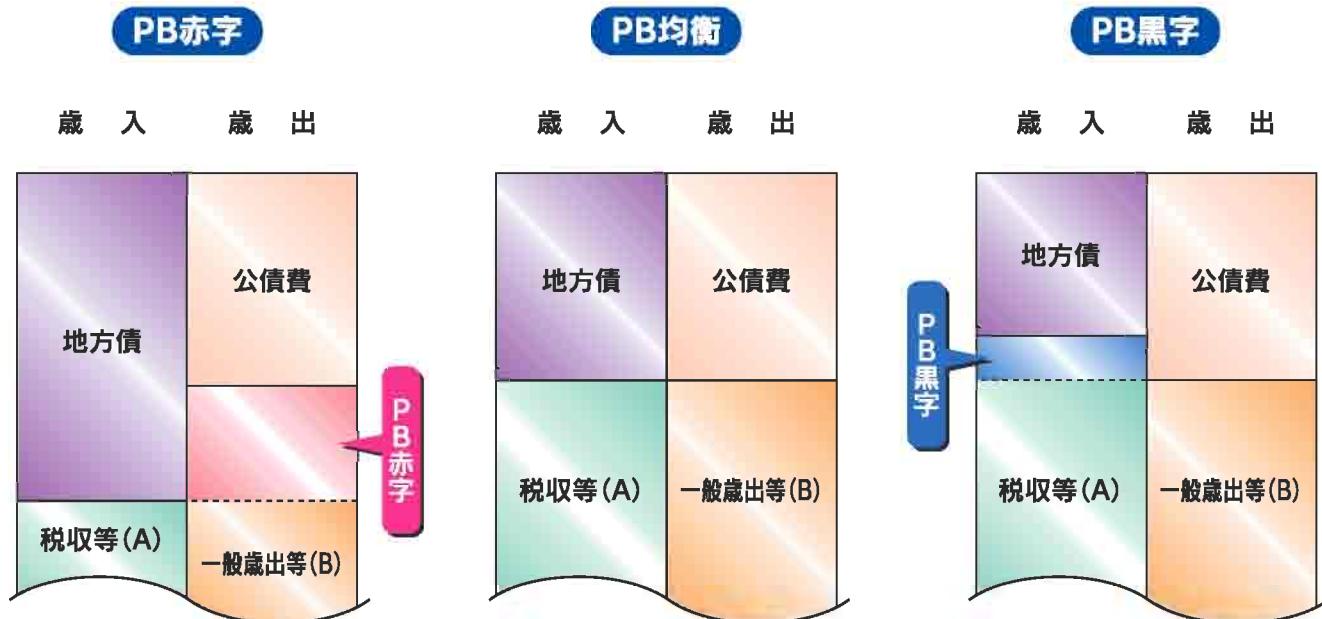
(4) 将来にわたる実質的な財政負担の推移

地方債現在高と債務負担行為額との合計額から積立金現在高を差し引いた将来にわたる実質的な財政負担は、地方債現在高の増加に伴い、平成18年度末では、8,752億円にものぼっています。今後、歳入の伸びが期待できない状況にあって、この財政負担は市町村に重くのしかかることになります。

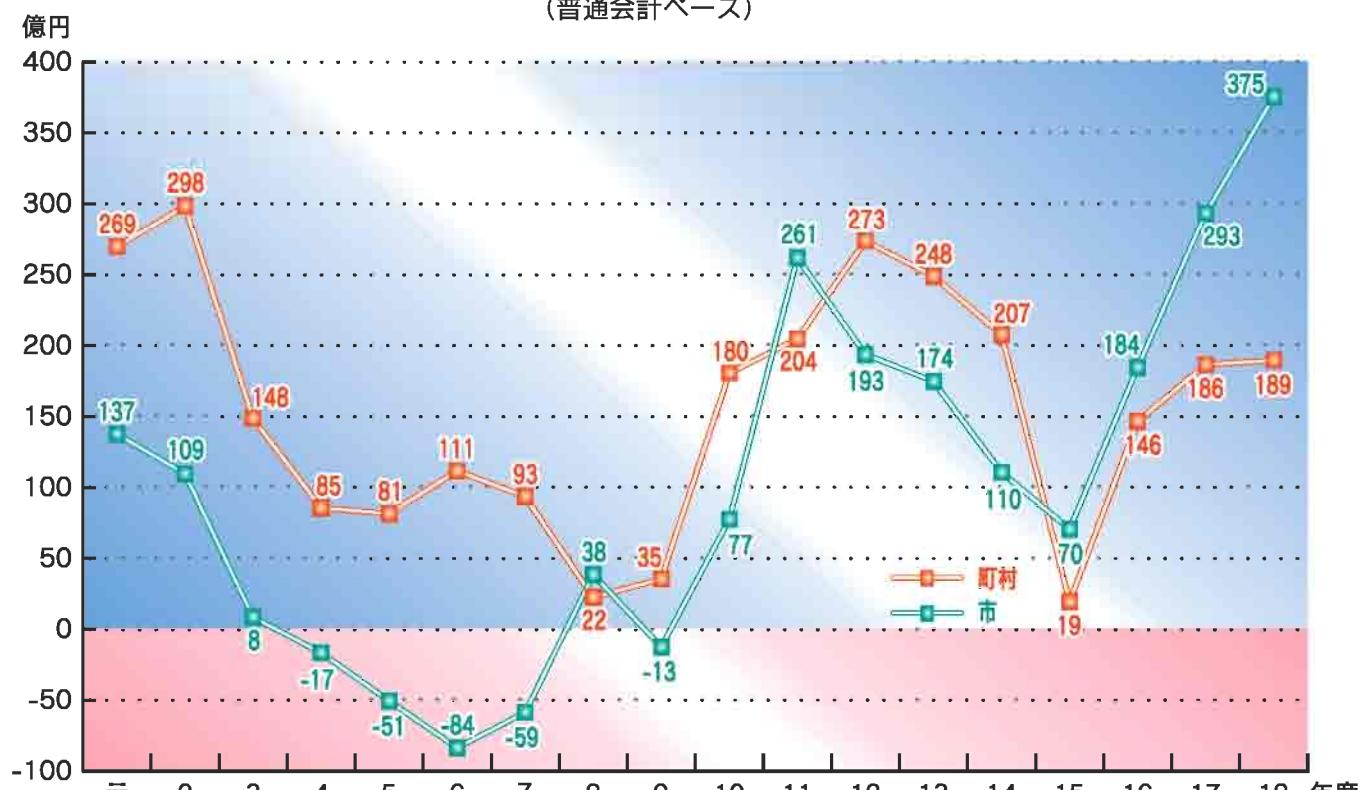


(5) プライマリーバランス

プライマリーバランス（PB）とは、公債費以外の歳出が、地方債以外の歳入で賄われているかどうかを見るものです。プライマリーバランスが赤字の場合、現役世代が自らの負担を超えた行政サービスを享受し、将来の世代に負担を転嫁しているといわれています。本県の場合、平成元年度以降、市町村全体で赤字になったことはありません。



プライマリーバランスの推移
(普通会計ベース)



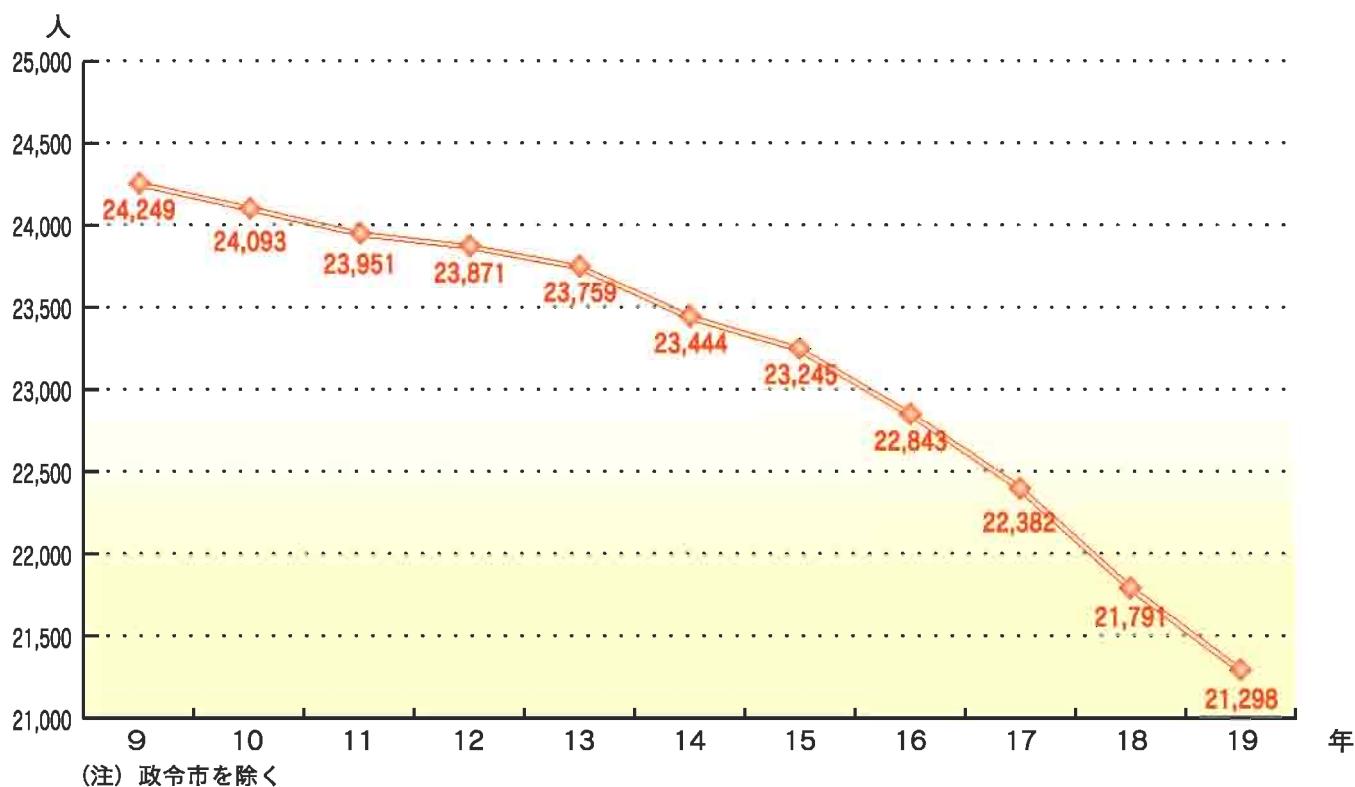
(注) 1 政令市を除く
2 臨時財政対策債を含む

6 職員数の状況

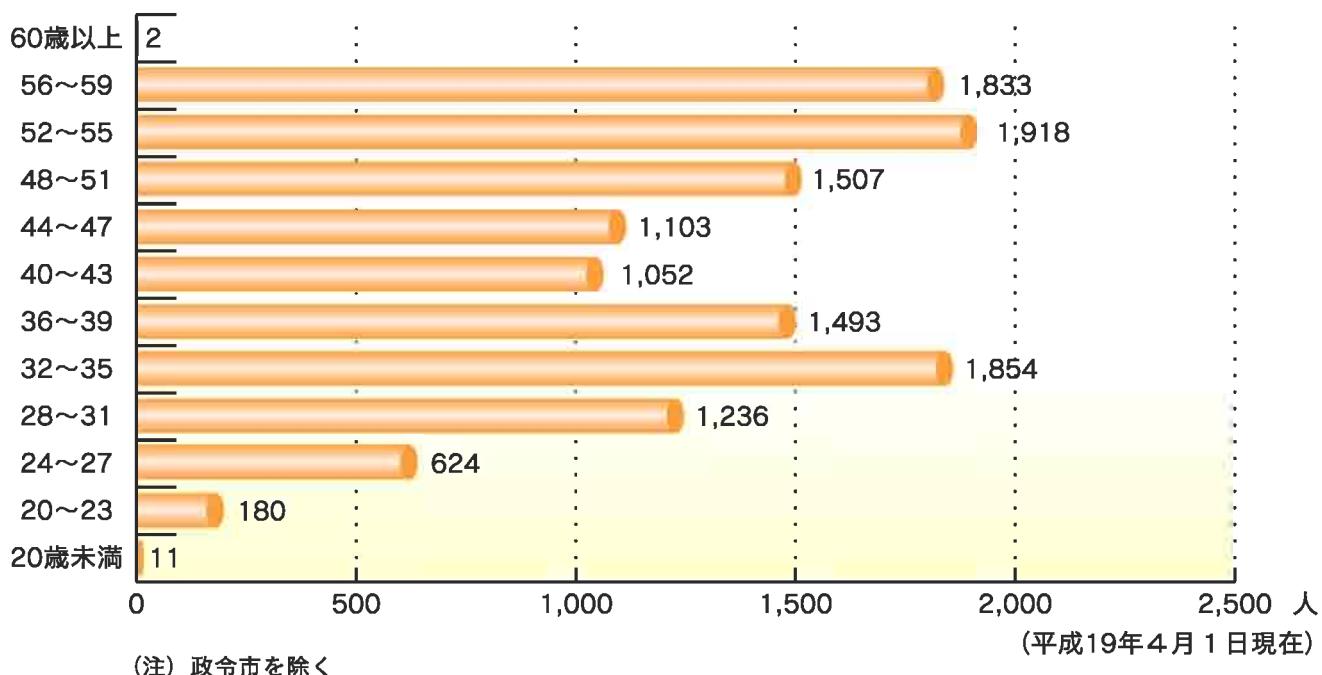
(1) 職員数の推移

市町村職員数は、ここ数年減少傾向にあり、平成19年4月1日現在で、約2万1千人ほどになっています。

市町村職員数の推移



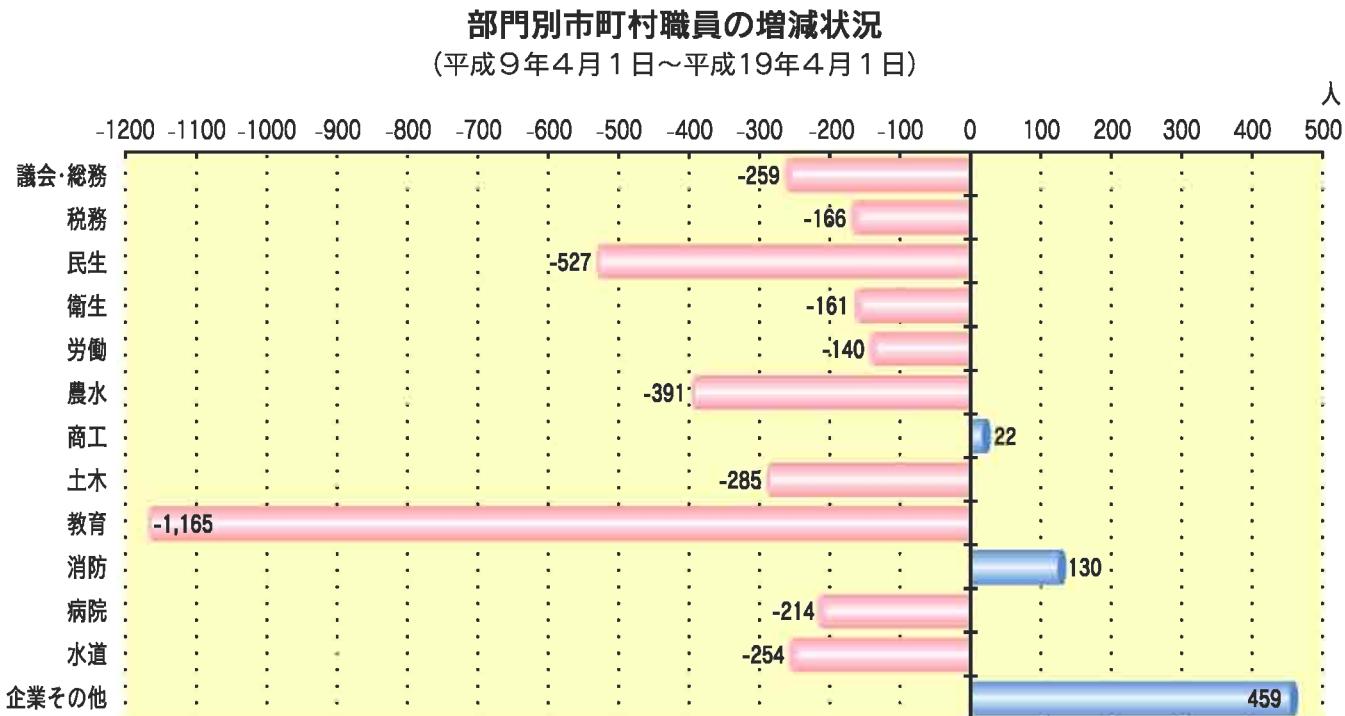
一般行政職年齢別職員構成



(2) 部門別職員数の状況

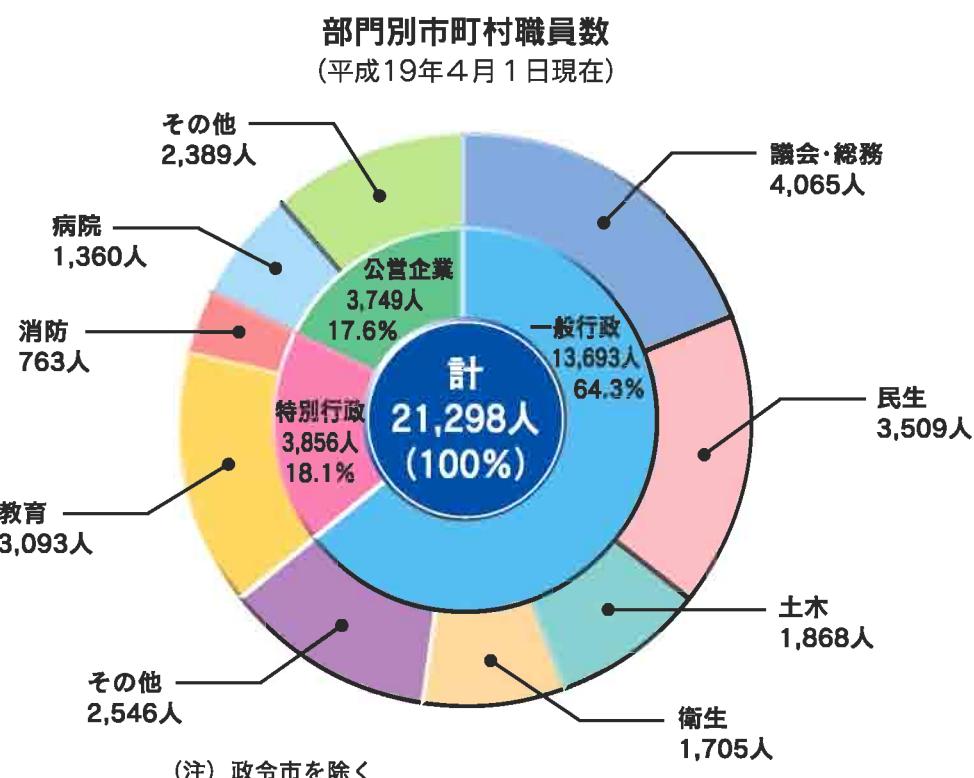
市町村職員数を部門別に平成9年とその増減を比較すると、民生、教育などで職員数が大幅に減少しております、全体としても12.2%の減となっています。

また、平成19年の部門別職員数の状況は、総務、民生、土木等の一般行政職員が全体の約64%、教育、消防で全体の約18%を占め、残りの約18%が公営企業の職員となっています。



(注) 1 政令市を除く

2 介護サービスに従事する職員については、平成13年4月1日調査以降、「民生」が「企業その他」に区分変更されている。



7 地方公営企業

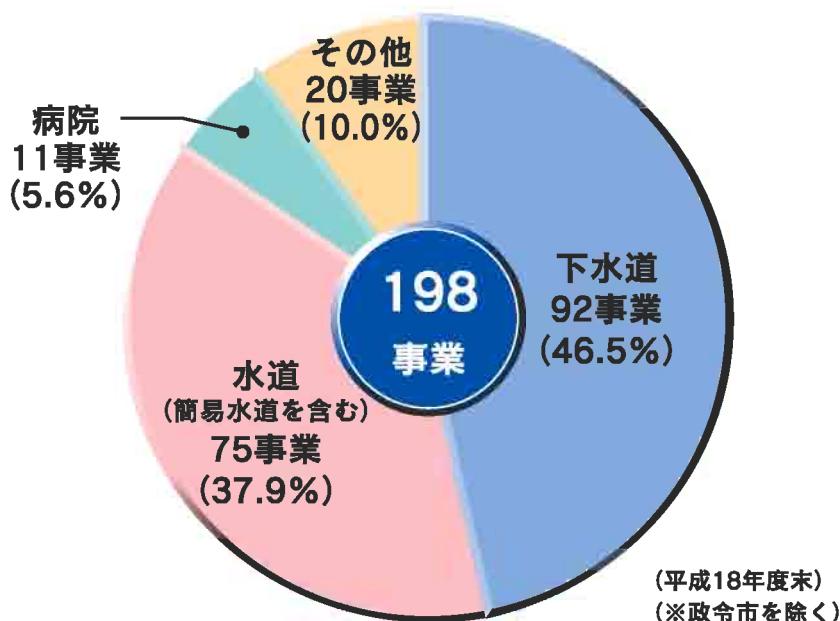
(1) 地方公営企業の役割

地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業であり、上下水道事業、病院事業、交通事業などがその代表的なものです。

これらの企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業として行われています。

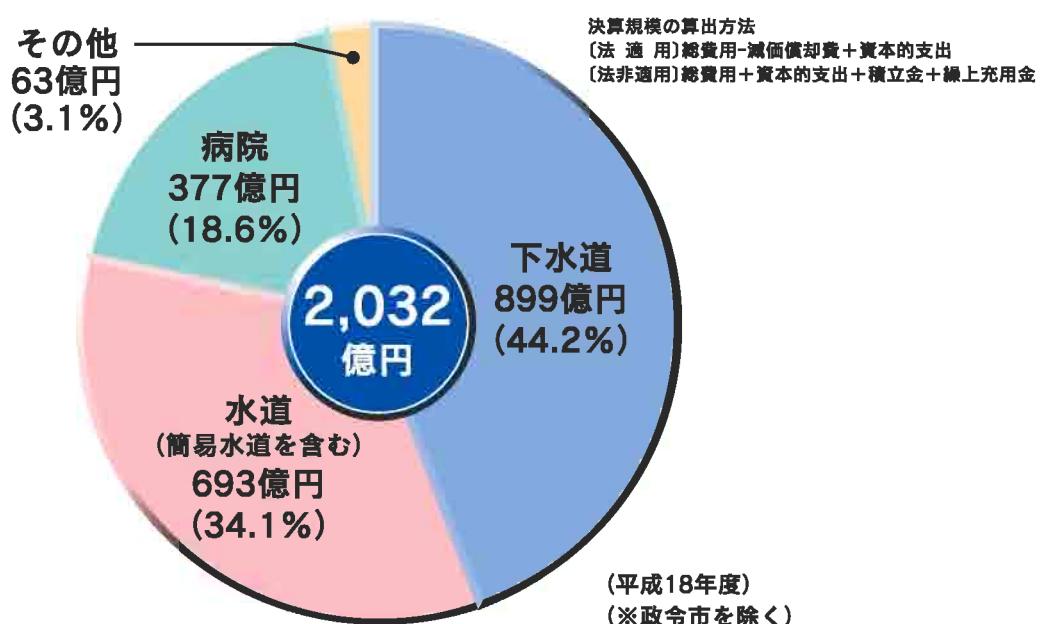
(2) 事業数

事業数は、198事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



(3) 決算規模

決算規模は、2,031億79百万円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



(4) 経営状況

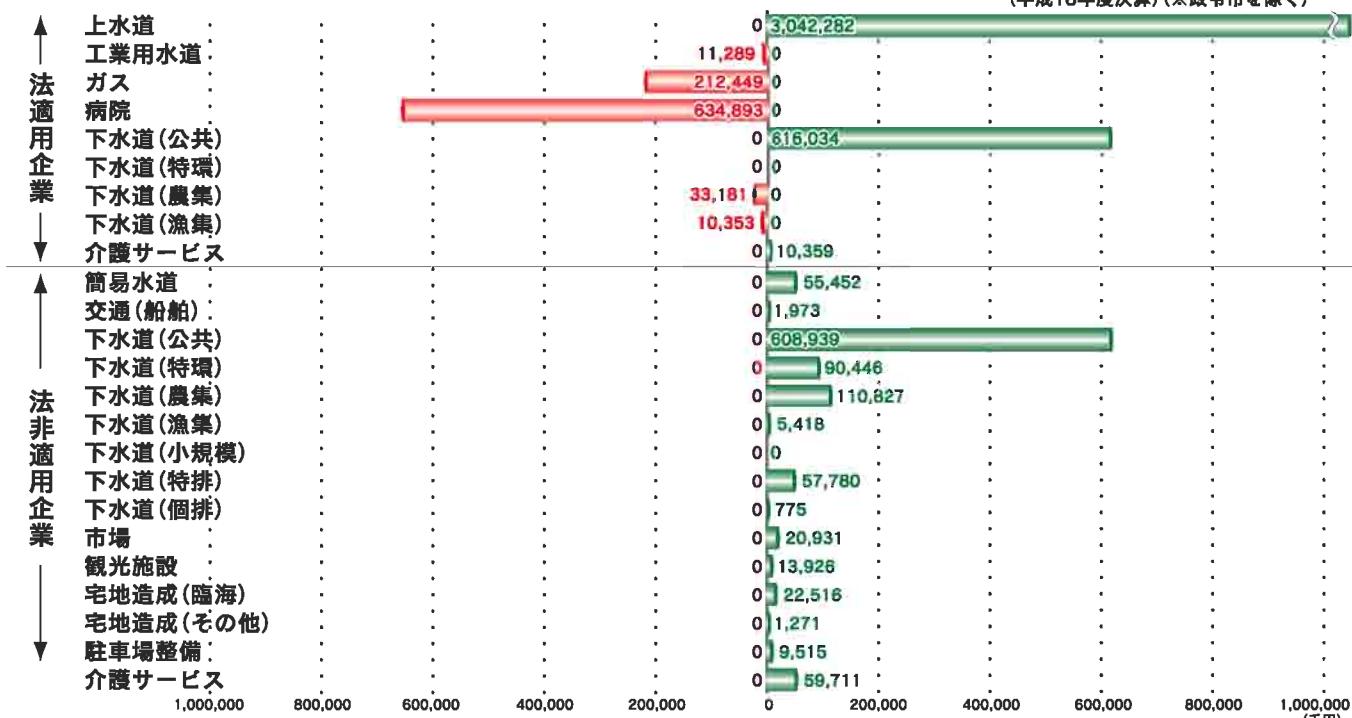
平成18年度における収支の状況は、法適用企業、法非適用企業ともに黒字となっています。事業別に見ると、法適用企業では上水道、介護サービス、下水道（公共、特環）の3事業で黒字、法非適用企業では全事業で黒字となっています。

しかしながら、基準外繰入金を差し引いた実質的な収支の状況は、多くの事業で赤字となってしまいます。

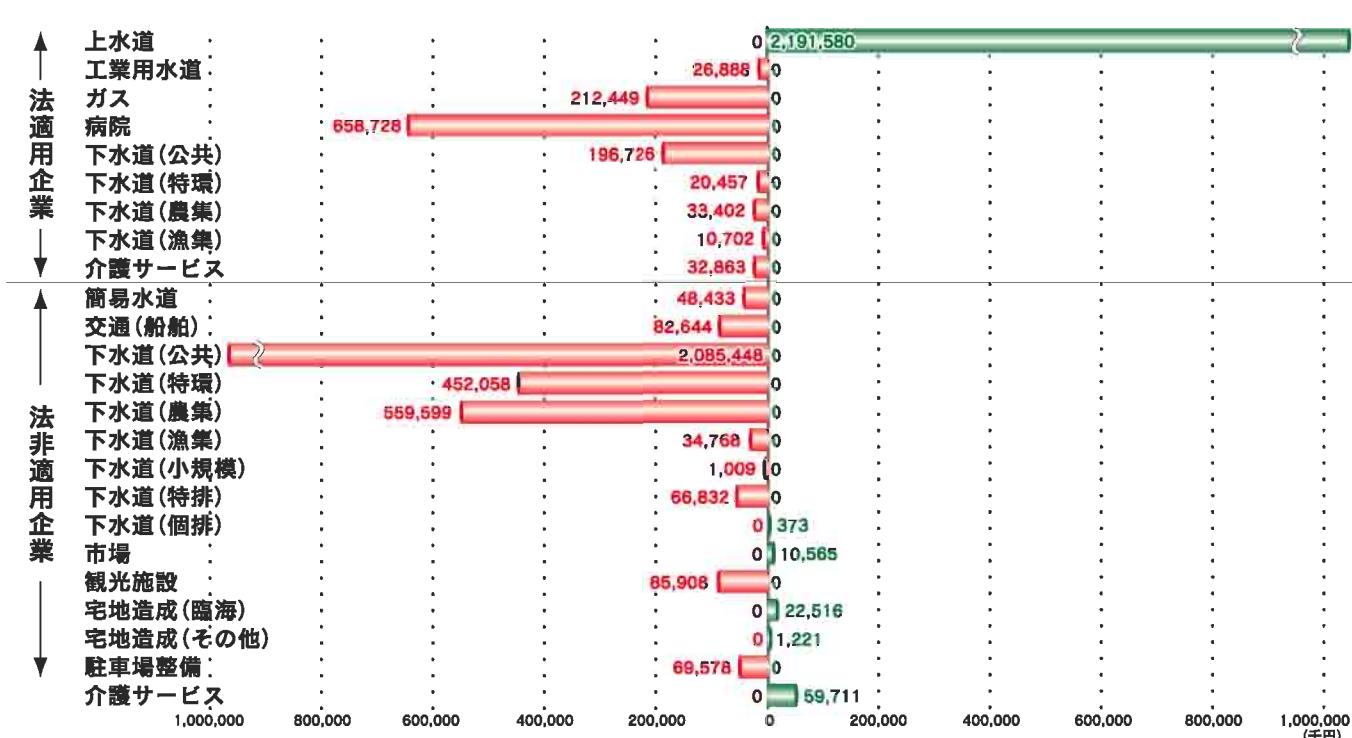
公営企業の経営は、財やサービスの対価としての料金収入により運営する独立採算が原則であり、一般会計からの基準外繰入金に頼らず経営を維持していく努力が必要です。

収支の状況 赤字 黒字

(平成18年度決算) (※政令市を除く)



基準外繰入金を除いた場合の収支の状況 赤字 黒字



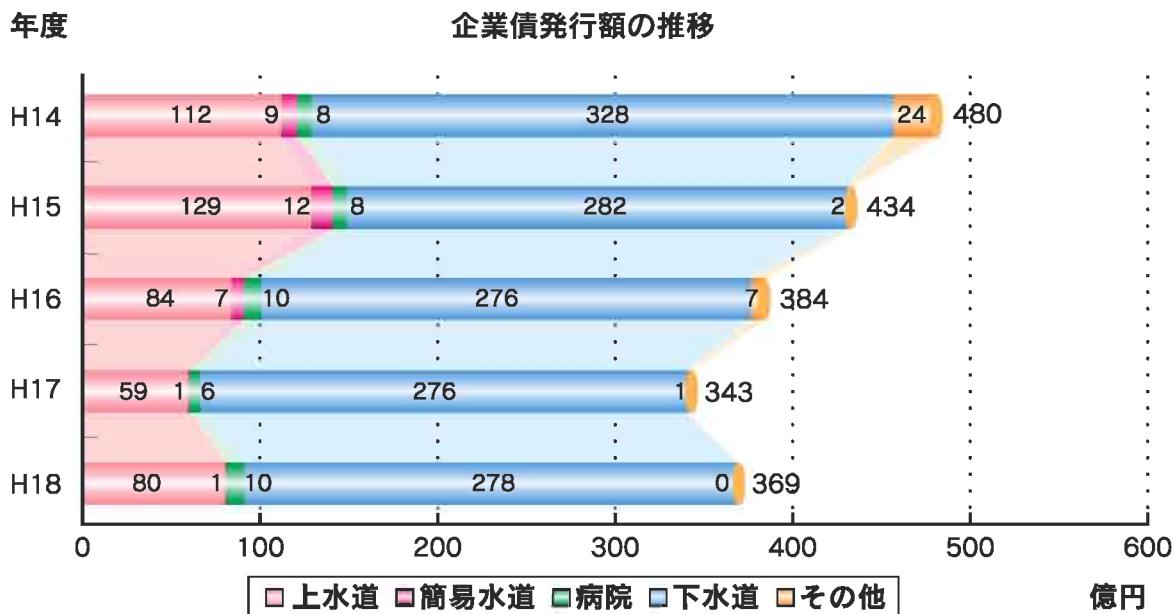
*収支額は法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支による。

(5) 企業債の状況

① 企業債発行額

平成18年度における企業債発行額は約369億円であり、5年ぶりに増加しています。

前年度に比べ約26億円の増加となっていますが、これは、上水道事業債が約21億円増加したのが主な原因です。

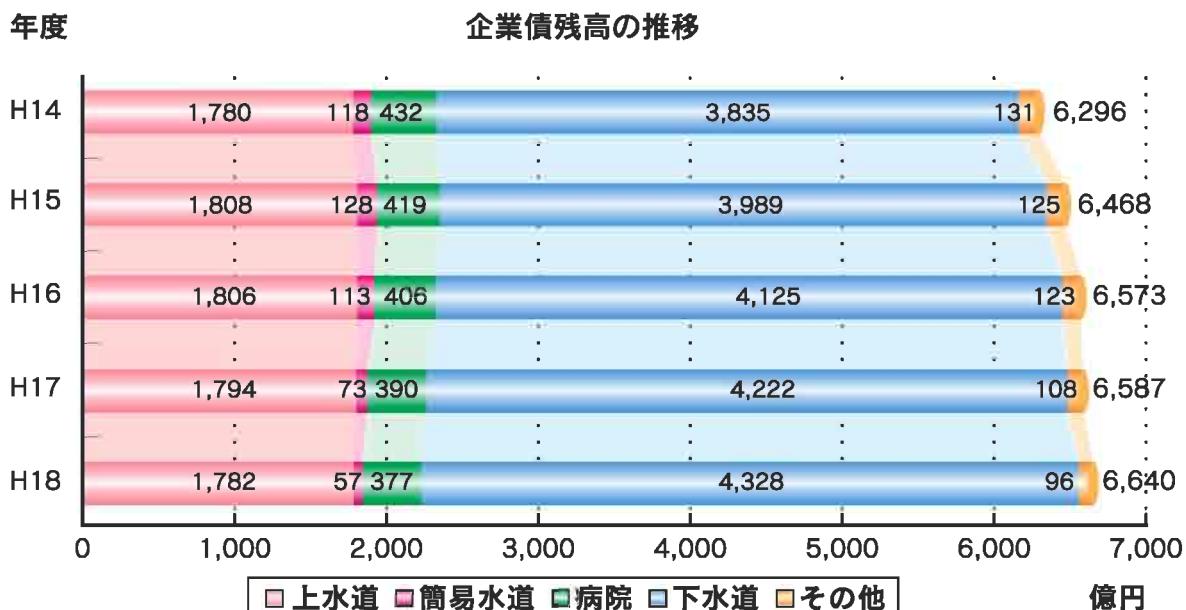


(注) 政令市を除く

② 企業債残高

平成18年度末の企業債残高は約6,640億円で、年々増加しており、この10年間で約1.6倍になっています。

(参考) 平成8年度末の企業債残高 約4,213億円



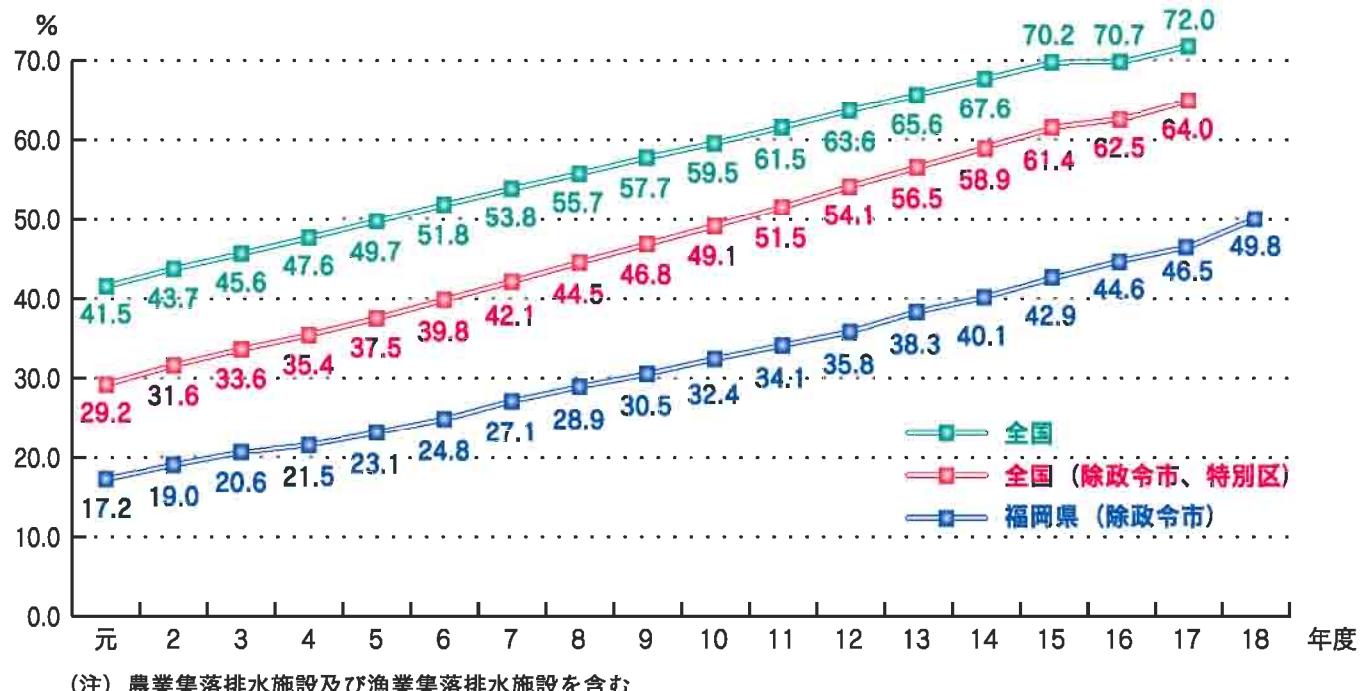
(注) 政令市を除く

8 今後の課題

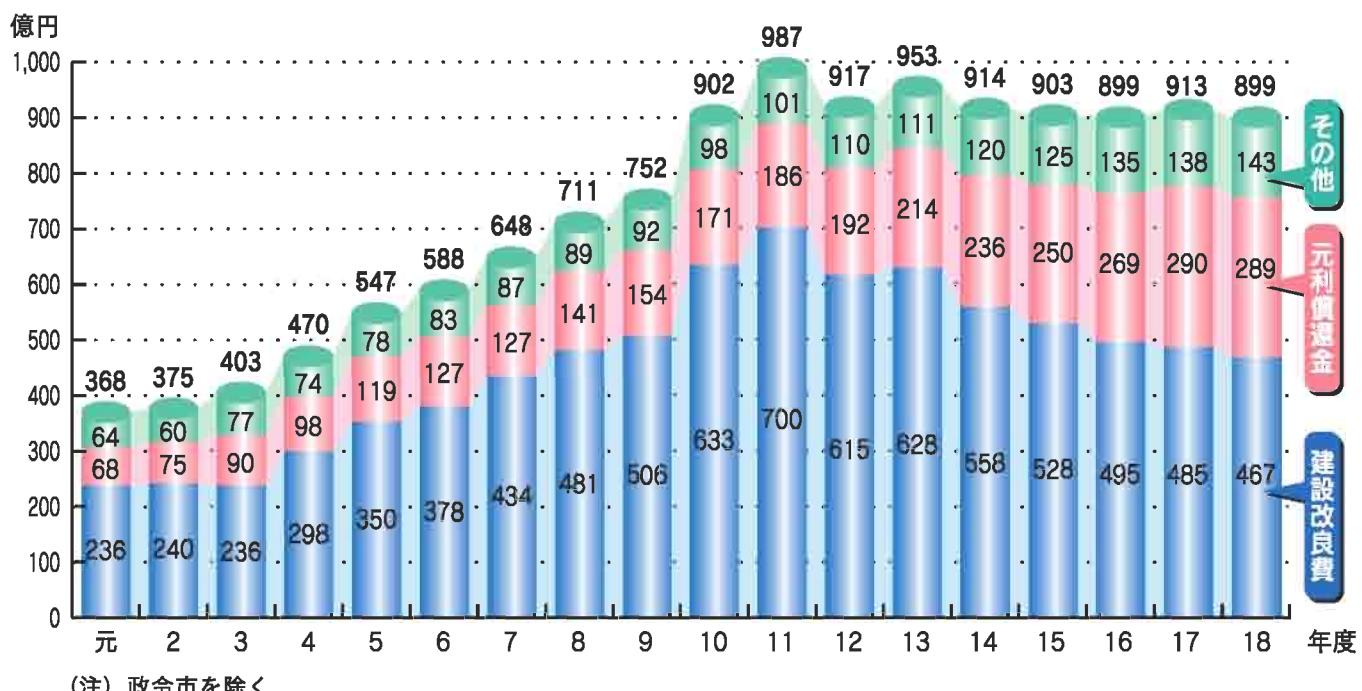
(1) 下水道整備推進に伴う財政負担の増

下水道等普及率は年々伸びているものの、平成18年度末で49.8%と全国水準よりかなり低く、整備促進が課題となっています。また、決算規模は、その大部分を占める建設改良費を含めて平成11年度をピークに減少傾向にありますが、元利償還金は増加傾向にあり、普通会計の財政負担の増加が懸念されます。

① 下水道等普及率（行政区域内人口）の推移

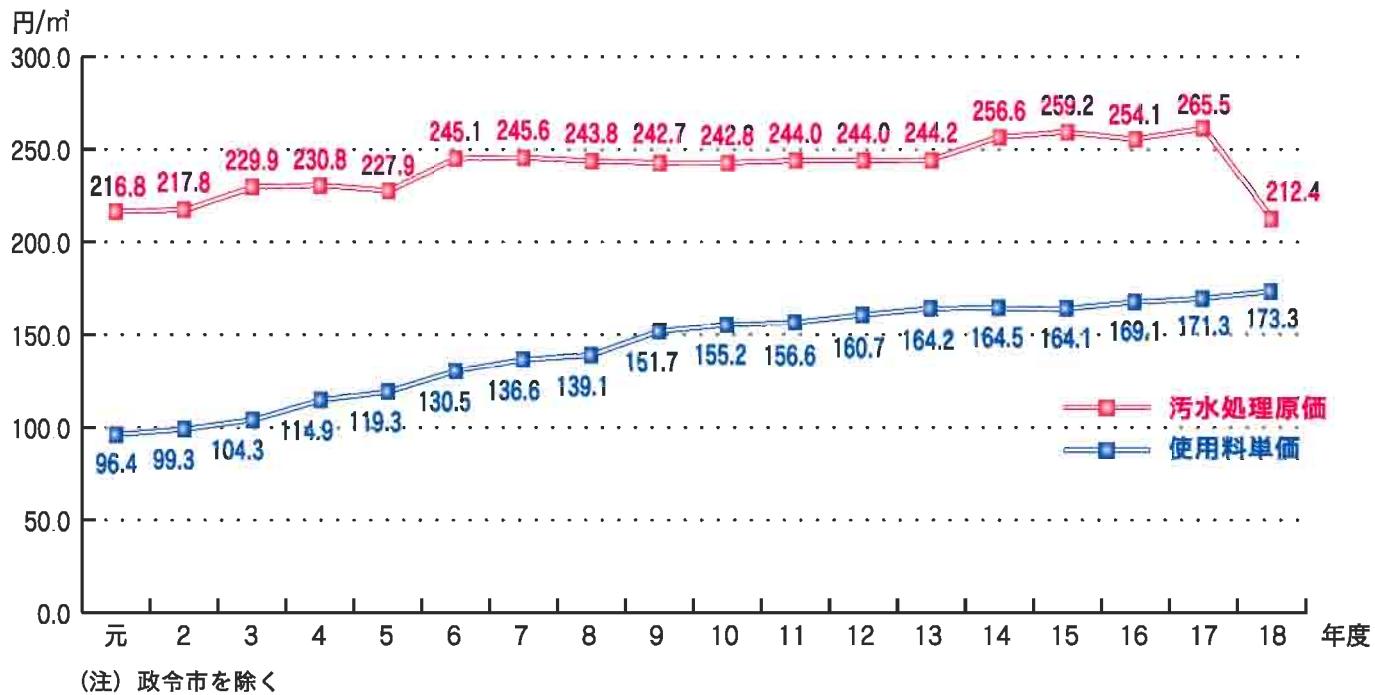


② 下水道事業等決算規模の推移

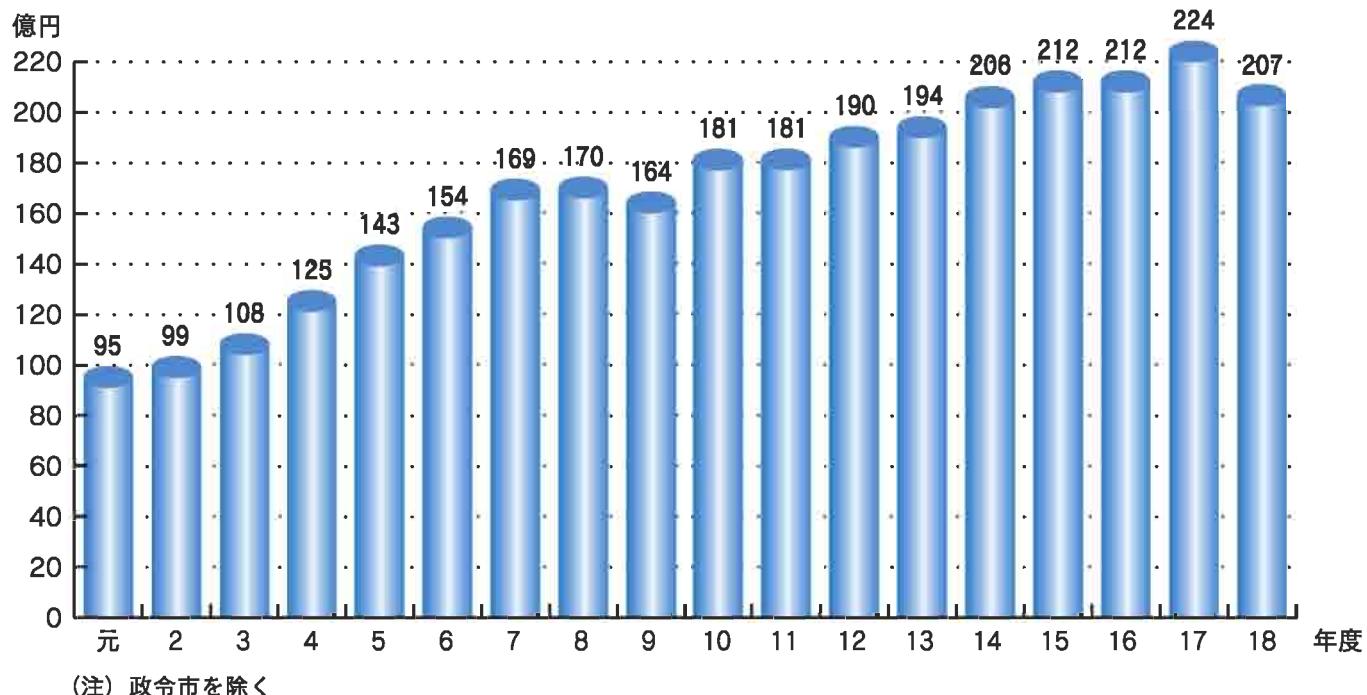


平成18年度の繰出基準の見直しにより、汚水処理原価が下がり、経費回収率が大幅に改善しましたが使用料によって回収できない経費が主に普通会計からの繰り入れにより補てんされている状況に変わりはありません。平成18年度の普通会計からの下水道事業に対する繰出金は207億円となっており、普通会計に対する財政圧迫要因の一つとなっています。

③ 公共下水道事業における汚水処理原価と使用料単価の推移



④ 下水道事業に対する繰出金の推移



(2) 地方行革新指針による行政改革の推進

平成18年8月31日に、総務省において策定された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（地方行革新指針）において、地方分権を一層推進していくためにも、より一層積極的な行政改革の推進が求められています。

地方行革新指針の概要

総人件費改革

- 国家公務員の定員純減（▲5.7%）等を踏まえ、一層の定員純減
- 給与改革の推進（地域民間給与の反映、一層の給与適正化）
- 第三セクター等の人件費抑制に向けた取組等

公共サービス改革

- 事業仕分けを踏まえた検討を実施し、公共サービスの必要性、実施主体を総点検
- 市場化テストの実施に当たり、公共サービスの維持向上に関する成果目標や経費削減などに関する数値目標を設定

地方公会計改革 (地方の資産・債務管理改革)

- 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を推進
- 未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定

自治体間の比較・評価を容易に行える 情報開示のルール作成・住民監視の強化

- 給与情報等公表システムの充実
- 団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進
- 市場化テストの実施過程・実施実績の公表
- 監査委員への外部の人材の積極的登用・外部監査の活用

(3) 地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）

「地方行革新指針」等に基づき、発生主義を活用するとともに複式簿記の考え方の導入を図ることによって、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースを含めた貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表を整備することが推進されています。

原則として、都道府県及び人口3万人以上の都市は3年後（平成21年度）までに、町村及び人口3万人未満の都市は5年後（平成23年度）までに、4表を整備し、併せて4表作成に必要な情報を開示することが求められています。

また、「新地方公会計制度研究会報告書」及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」により、資産・債務の適切な管理等の観点から資産評価を行うとともに、世代間負担の均衡を図る観点から、地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル、総務省方式改訂モデルが提案されました。

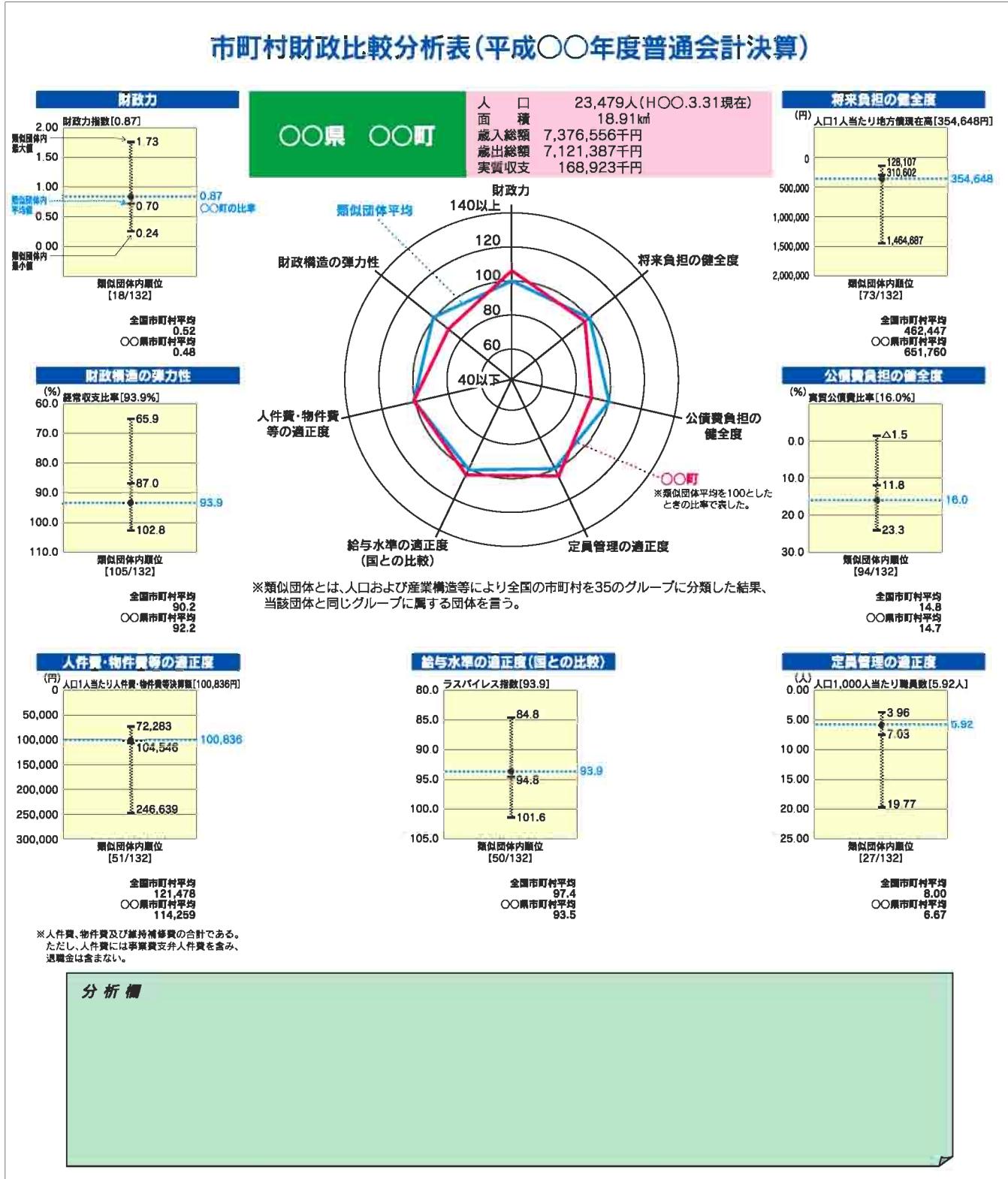
	基準モデル	総務省方式改訂モデル
固定資産の算定方法（初年度）（期首残高）	○現存する固定資産をすべてリストアップし、公正価値により評価	○売却可能資産：時価評価 ○売却可能資産以外： 過去の建設事業費の積上げにより算定 ⇒段階的に固定資産情報を整備
固定資産の算定方法（継続作成時）	○発生主義的な財務会計データから固定資産情報を作成 ○その他、公正価値により評価	
固定資産の範囲	○すべての固定資産を網羅	○当初は建設事業費の範囲 ⇒段階的に拡張し、立木、物品、地上権、ソフトウェアなどを含めることを想定
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○段階的設備を想定 ⇒売却可能資産、土地を優先
作成時の負荷	○当初は、固定資産の台帳整備及び仕訳パターンの整備等に伴う負荷あり ○継続作成時には、負荷は減少	○当初は、売却可能資産の洗い出しと評価、回収不能見込額の算定など、現行総務省方式作成団体であれば負荷は比較的軽微 ○継続作成時には、段階的整備に伴う負荷あり
財務書類の検証可能性	○開始時未分析残高を除き、財務書類の数値から元帳、伝票に遡って検証可能	○台帳の段階的整備等により、検証可能性を高めることは可能
財務書類の作成・開示時期	○出納整理期間後、早期の作成・開示が可能	○出納整理期間後、決算統計と並行して作成・開示

(4) 団体間で比較可能な財政情報の開示

各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況について積極的にわかりやすく情報を開示・説明することが求められています。

各団体における財政状況の開示等に加え、総務省又は都道府県では、他団体と比較可能な「財政比較分析表」「歳出比較分析表」、一部事務組合や第三セクター等も含めた「財政状況等一覧表」についてホームページ上での公表等を行っています。

① 「財政比較分析表」の作成・公表



② 「歳出比較分析表」の作成・公表

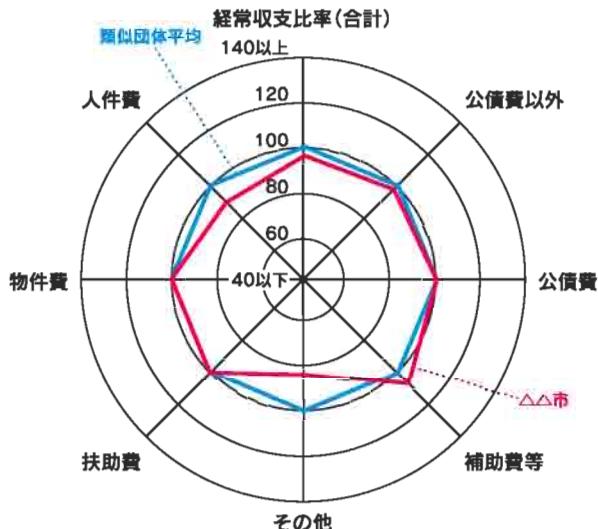
歳出比較分析表(平成〇〇年度普通会計決算)



※1.本レーダーチャートは、当該団体と類似団体平均値より算出した偏差値とともにチャート化したものである。(偏差値は平均を100としている。)

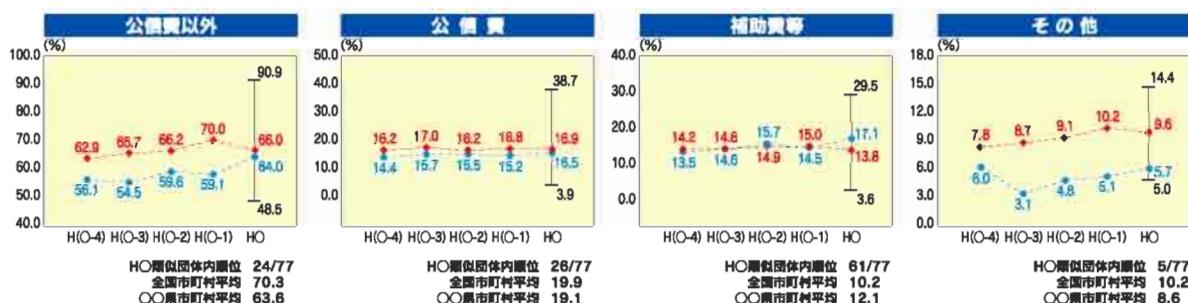
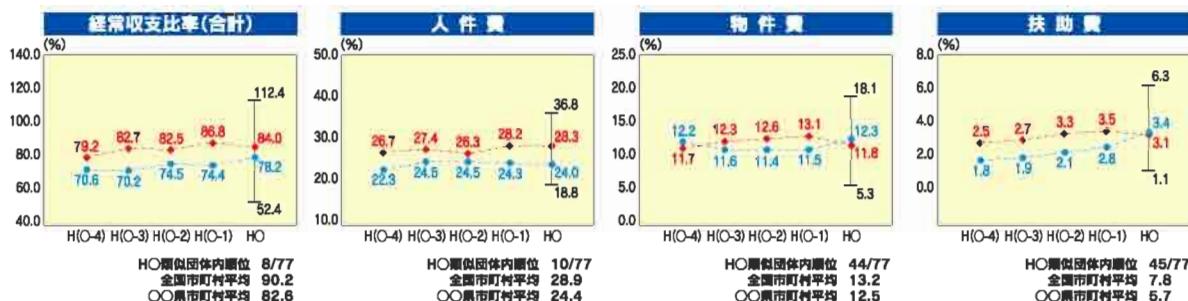
※2.当該団体の八角形が平均値の八角形より内側にあるほど、歳出抑制等により財政構造に弾力性があることを示している。

※3.類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。



当該団体値 ●
 類似団体内平均値 ◆
 類似団体内最大値 ▲
 類似団体内最小値 ■

経常収支比率の分析



分析値

③ 「財政状況等一覧表」の作成・公表

財政状況等一覧表（平成〇〇年度）

(百万円)

団体名	標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額(B)	合計 (A)+(B)

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計							
○○会計							
××会計							
...							
普通会計							

2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）

(百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	〈法適用以外〉 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方債) 現在高	他会計からの 繰入金	〈法適用企業〉 経常収支比率	〈法適用企業〉 不良債務	〈法適用企業〉 累積欠損金	備考
△△会計			—							法適用企業
▲▲会計			—							法適用企業
■■会計	(歳入) ...	(歳出) ...		(実質収支) ...						
...										

(注) 1.法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2.法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。

3.不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	〈法適用以外〉 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業債) 現在高	当該団体の 負担金割合	〈法適用企業〉 経常収支比率	〈法適用企業〉 不良債務	〈法適用企業〉 累積欠損金	備考
□□事務組合										
...										

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体から の貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高	備考
○○公社								
★★公社								
◇◇財団								
●●株式会社								
...								

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指標

財政力指数		実質収支比率	
実質公債費比率		経常収支比率	

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。

III 参考資料

1 平成18年度市町村別財政指標（普通会計）

市町村名	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	実質収支率 %	経常収支率 %	実質公債比率 (3ヶ年平均) %	公債費負担比率 %
北九州市	510,387,895	503,520,695	6,867,200	3,141,175	2,264,710	1.3	94.2	12.1	20.5
福岡市	689,593,522	676,536,478	13,057,044	8,344,443	4,353,309	2.6	89.0	23.0	24.5
大牟田市	53,810,528	54,415,539	△ 605,011	△ 621,461	△ 166,960	△ 2.3	101.5	15.9	17.4
久留米市	102,628,675	101,151,399	1,477,276	700,554	72,111	1.2	93.7	9.6	15.6
直方市	24,157,520	24,027,974	129,546	16,310	△ 1,477	0.1	99.6	16.0	20.3
飯塚市	61,816,182	60,059,302	1,756,880	1,687,041	△ 251,925	5.6	99.0	14.1	18.0
田川市	29,095,524	28,395,471	700,053	551,287	202,140	4.2	94.7	13.4	18.9
柳川市	28,029,012	27,416,582	612,430	566,400	201,311	3.8	92.4	15.4	15.6
八女市	15,623,209	15,178,029	445,180	433,714	54,068	4.7	95.9	16.0	16.7
筑後市	15,767,250	15,275,552	491,698	386,626	84,115	4.4	92.9	17.8	23.2
大川市	13,119,337	12,716,653	402,684	346,182	142,652	4.7	95.1	15.4	16.6
行橋市	22,341,454	22,115,440	226,014	163,372	1,200	1.4	97.4	12.6	15.2
豊前市	10,853,539	10,750,174	103,365	60,391	28,553	0.9	93.3	15.2	16.5
中間市	16,997,109	16,914,260	82,849	69,049	△ 4,787	0.8	102.2	13.0	17.2
小郡市	15,446,299	15,287,207	159,092	149,372	△ 23,880	1.5	95.0	14.9	20.2
筑紫野市	27,793,738	25,821,437	1,972,301	1,813,824	413,954	11.0	88.0	13.4	19.4
春日市	26,583,610	25,325,132	1,258,478	1,050,255	680,885	6.4	96.0	13.8	17.9
大野城市	29,547,412	28,674,856	872,556	560,432	113,578	3.5	91.0	10.1	18.9
宗像市	29,790,821	28,837,677	953,144	699,003	274,314	4.0	90.1	9.5	14.3
太宰府市	20,041,280	19,406,435	634,845	462,999	△ 171,222	4.2	100.9	15.7	17.6
前原市	18,437,993	17,949,753	488,240	464,295	△ 34,585	3.9	96.7	17.8	16.0
古賀市	16,363,922	15,886,569	477,353	444,826	43,247	4.3	93.8	11.9	17.2
福津市	16,788,779	16,272,585	516,194	455,962	△ 281,089	4.5	91.2	10.5	12.1
うきは市	13,811,932	13,467,022	344,910	266,195	△ 261,297	3.4	87.9	7.0	10.3
宮若市	17,314,405	17,069,694	244,711	219,479	9,722	2.5	92.4	13.5	20.7
嘉麻市	25,126,350	24,570,242	556,108	487,760	△ 404,575	3.8	105.9	16.3	21.5
朝倉市	23,647,743	23,467,800	179,943	130,056	△ 189,814	1.0	96.3	13.3	15.1
みやま市	17,432,057	16,979,350	452,707	452,707	452,707	4.9	92.7	13.0	14.6
那珂川町	13,254,965	12,828,901	426,064	290,094	4,840	3.7	90.0	1.4	9.2
宇美町	11,414,529	10,922,342	492,187	257,388	75,289	4.0	92.7	8.1	15.4
篠栗町	8,391,532	7,926,185	465,347	440,167	190,744	7.7	90.5	0.4	13.0
志免町	9,815,460	9,405,594	409,866	397,334	△ 103,661	6.0	93.7	9.7	12.6
須恵町	7,149,952	6,970,239	179,713	179,713	△ 31,404	3.9	96.2	11.7	15.0
新宮町	8,204,101	7,915,144	288,957	276,529	107,606	6.2	95.2	16.5	14.4
久山町	3,658,400	3,364,508	293,892	293,821	159,513	12.7	89.1	13.8	12.2
柏屋町	10,115,317	9,594,980	520,337	520,337	△ 274	7.2	89.0	11.7	17.4

市町村名	地方債現在高 (平成19年3月末) 千円	地方債 現在高倍率 倍	標準財政規模 千円	財政力 指 數	地方税収率 (現年課税分) %	積立基金(平成19年3月末)				債務負担行為 平成19年度以降 支出予定額 千円
						財政調整 基 金 千円	減債基金 千円	その他特定 目的基金 千円	合 計 千円	
北九州市	862,711,550	3.612	238,827,028	0.66	98.7	11,363,607	26,348,832	22,034,806	59,747,245	66,502,343
福岡市	1,333,262,521	4.110	324,377,107	0.81	98.9	8,934,672	5,393,867	22,751,199	37,079,738	139,509,603
大牟田市	55,401,099	2.082	26,611,080	0.52	98.8	0	0	974,601	974,601	2,667,059
久留米市	114,629,315	1.980	57,882,088	0.69	97.3	2,426,770	1,275,255	11,955,374	15,657,399	17,243,376
直方市	26,398,219	2.196	12,021,068	0.53	98.4	766,516	50,622	3,558,711	4,375,849	476,752
飯塚市	65,385,884	2.185	29,931,626	0.51	98.5	4,318,519	1,785,888	7,555,493	13,659,900	4,844,178
田川市	31,961,163	2.434	13,131,352	0.39	96.0	982,020	404,797	10,673,182	12,059,999	2,035,221
柳川市	33,581,570	2.237	15,013,097	0.47	98.5	3,304,343	496,900	6,006,298	9,807,541	3,661,166
八女市	16,317,319	1.780	9,168,317	0.50	97.4	1,990,325	28,464	1,448,693	3,467,482	2,094,064
筑後市	14,988,930	1.691	8,863,222	0.65	97.9	1,880,380	10,551	2,399,265	4,290,196	2,243,861
大川市	15,224,306	2.068	7,361,419	0.57	97.0	362,594	236,918	329,180	928,692	1,716,927
行橋市	18,370,497	1.546	11,878,948	0.61	96.7	1,465,349	10,181	4,058,537	5,534,067	1,636,808
豊前市	13,030,122	2.022	6,442,993	0.49	96.9	945,651	412,276	802,309	2,160,236	828,238
中間市	19,226,360	2.107	9,123,929	0.43	97.8	1,301,000	204,000	1,855,229	3,360,229	314,850
小郡市	23,295,582	2.348	9,922,605	0.66	98.3	1,474,683	4	121,990	1,596,677	1,838,377
筑紫野市	39,517,914	2.391	16,528,551	0.72	97.8	1,072,251	346,897	4,487,804	5,906,952	6,554,853
春日市	34,307,815	2.089	16,420,600	0.69	97.7	1,545,085	22,000	4,871,405	6,438,490	3,870,609
大野城市	29,756,787	1.862	15,979,087	0.74	98.3	3,371,916	4,364,644	8,825,340	16,561,900	3,780,499
宗像市	27,863,579	1.599	17,420,243	0.61	96.5	7,287,441	3,433,881	6,351,686	17,073,008	6,566,703
太宰府市	23,815,919	2.173	10,959,031	0.68	98.8	654,919	15	1,992,435	2,647,369	1,872,510
前原市	23,228,472	1.957	11,868,459	0.54	98.2	1,598,338	205	1,018,123	2,616,666	1,758,508
古賀市	15,931,735	1.533	10,394,697	0.65	98.0	1,907,607	169,113	2,300,638	4,377,358	2,568,350
福津市	15,869,780	1.561	10,163,988	0.59	98.1	4,020,170	2,039,613	5,943,477	12,003,260	4,855,710
うきは市	12,567,293	1.628	7,718,582	0.40	98.6	2,296,853	898,407	5,064,603	8,259,863	4,119,706
宮若市	17,549,975	1.959	8,957,378	0.63	98.5	1,000,503	370,257	5,177,517	6,548,277	695,345
嘉麻市	29,249,914	2.268	12,897,785	0.27	96.1	1,983,140	17,387	7,456,438	9,456,965	1,428,904
朝倉市	23,580,087	1.728	13,643,167	0.58	97.6	3,014,000	210,293	3,894,803	7,119,096	1,221,469
みやま市	17,365,332	1.868	9,296,635	0.41	98.4	3,071,830	226,641	2,241,877	5,540,348	2,465,441
那珂川町	11,902,406	1.501	7,931,495	0.67	98.6	1,989,782	1,680,458	6,287,380	9,957,620	1,207,036
宇美町	11,540,259	1.804	6,396,040	0.54	98.0	215,463	8,122	2,124,663	2,348,248	3,937,021
篠栗町	12,758,589	2.233	5,713,891	0.51	96.9	507,348	943,672	1,857,348	3,308,368	1,093,480
志免町	8,806,568	1.325	6,647,206	0.75	97.8	1,300,448	477,024	1,069,917	2,847,389	1,047,658
須恵町	7,310,363	1.599	4,572,993	0.57	98.4	1,143,402	305,736	193,414	1,642,552	722,235
新宮町	8,010,454	1.806	4,434,786	0.90	98.5	3,101,888	1,007,358	7,000	4,116,246	1,558,076
久山町	3,111,415	1.343	2,317,548	0.75	98.3	828,016	213,936	256,492	1,298,444	774,249
柏屋町	14,380,374	1.990	7,226,194	0.78	98.2	879,587	973,689	1,124,585	2,977,861	1,010,557

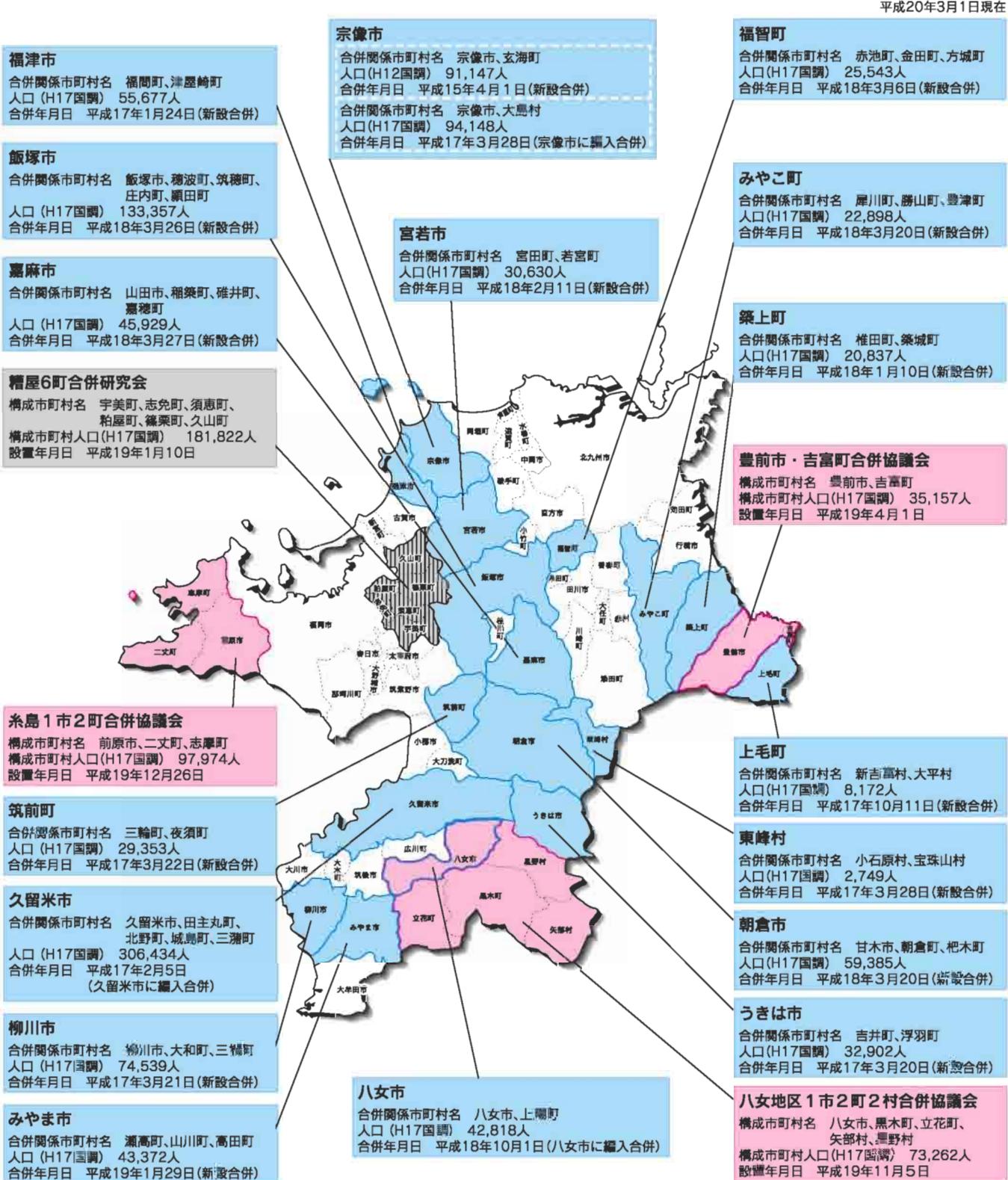
市町村名	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	実質収支比 %	経常収支比 %	実質公債比率 (3ヶ年平均) %	公債費 負担比率 %
芦屋町	8,877,152	8,292,061	585,091	585,091	457,900	18.6	98.3	12.3	9.2
水巻町	7,628,311	7,361,716	266,595	222,725	44,342	4.4	91.4	8.9	13.0
岡垣町	7,855,067	7,480,005	375,062	353,062	87,506	6.5	89.9	7.9	7.9
遠賀町	5,792,856	5,675,507	117,349	117,349	58,233	3.5	93.0	11.7	11.0
小竹町	4,202,190	4,097,528	104,662	102,185	35,454	4.5	100.2	16.1	19.5
鞍手町	12,767,626	12,674,991	92,635	90,490	30,851	2.2	95.8	13.0	16.4
桂川町	5,827,650	5,688,705	138,945	138,945	△ 5,958	4.3	101.1	14.6	19.5
筑前町	11,825,699	11,529,888	295,811	263,091	△ 198,540	4.1	93.3	12.6	17.0
東峰村	2,933,937	2,865,438	68,499	68,499	△ 1,439	4.9	101.7	22.0	28.9
二丈町	4,447,174	4,274,726	172,448	171,538	△ 80,493	6.0	93.2	16.6	15.4
志摩町	5,561,870	5,382,424	179,446	179,446	15,101	5.1	96.5	17.9	22.1
大刀洗町	5,747,296	5,578,555	168,741	168,741	12,005	5.2	83.5	12.1	14.1
大木町	5,374,652	5,222,149	152,503	131,597	△ 7,829	4.8	86.5	11.8	12.3
黒木町	7,678,234	7,509,427	168,807	167,658	△ 72,764	3.9	94.0	12.3	21.3
立花町	5,086,972	4,764,130	322,842	322,842	109,367	9.9	93.4	9.8	17.9
広川町	5,730,186	5,569,851	160,335	145,169	118,631	3.7	93.3	18.0	20.6
矢部村	2,195,934	2,134,365	61,569	58,097	△ 22,096	4.3	99.0	16.0	34.5
星野村	3,156,270	2,977,121	179,149	178,555	98,592	10.0	93.5	12.5	25.3
香春町	5,634,552	5,427,452	207,100	207,100	△ 12,619	7.1	95.0	2.5	9.8
添田町	6,420,008	6,301,182	118,826	99,622	11,591	2.7	104.5	15.7	25.5
糸田町	4,462,595	4,274,117	188,478	188,478	△ 11,814	8.0	99.8	11.5	17.5
川崎町	10,432,132	10,211,237	220,895	220,895	△ 23,124	4.3	96.2	14.4	24.3
大任町	4,789,589	4,732,697	56,892	56,892	3,782	3.0	99.9	7.7	22.0
赤村	2,924,354	2,912,417	11,937	11,937	△ 22,067	0.9	85.0	0.4	10.9
福智町	19,900,425	18,939,877	960,548	907,681	57,219	13.4	100.7	10.9	21.2
苅田町	17,201,281	13,869,017	3,332,264	2,828,461	161,609	29.4	70.6	10.9	8.1
みやこ町	10,844,216	10,692,713	151,503	108,826	12,079	1.8	103.1	13.3	17.4
吉富町	2,545,570	2,414,677	130,893	130,893	54,868	8.0	91.1	7.8	6.3
上毛町	6,643,574	6,473,146	170,428	161,050	△ 9,694	5.3	95.7	13.5	25.5
築上町	9,914,160	9,608,883	305,277	281,494	180,160	5.2	105.0	18.3	21.7
2政令市計	1,199,981,417	1,180,057,173	19,924,244	11,485,618	6,618,019	2.0	91.6	17.6	22.5
26市計	692,365,680	677,432,134	14,933,546	12,016,630	982,946	3.4	95.2	13.7	17.2
38町村計	286,405,788	273,863,895	12,541,893	11,323,792	1,483,506	6.5	94.2	11.7	17.0
66市町村計	2,178,752,885	2,131,353,202	47,399,683	34,826,040	9,084,471	5.1	94.5	12.7	17.2
64市町村計	978,771,468	951,296,029	27,475,439	23,340,422	2,466,452	5.2	94.6	12.5	17.1

市町村名	地方債現在高 (平成19年3月末) 千円	地方債 現在高倍率 倍	標準財政規模 千円	財政力 指 數	地方税収率 (現年課税分) %	積立基金(平成19年3月末)				債務負担行為 平成19年度以降 支出予定額 千円
						財政調整 基 金 千円	減債基金 千円	その他特定 目的基金 千円	合 計 千円	
芦屋町	8,495,652	2.697	3,149,492	0.41	98.3	396,467	90,158	4,243,311	4,729,936	59,495
水巻町	7,731,772	1.522	5,081,014	0.52	97.4	1,566,790	391,621	1,333,432	3,291,843	304,569
岡垣町	5,394,178	0.996	5,413,851	0.56	97.2	2,013,023	510,154	2,652,319	5,175,496	1,691,524
遠賀町	5,973,266	1.785	3,346,341	0.63	98.5	942,302	617,075	3,519,691	5,079,068	434,409
小竹町	6,296,553	2.780	2,264,905	0.33	94.0	156,620	101,271	814,384	1,072,275	757,153
鞍手町	7,076,310	1.714	4,127,980	0.44	97.8	346,700	60,075	4,216,113	4,622,888	278,681
桂川町	6,593,509	2.053	3,211,763	0.37	97.4	350,103	56,204	1,789,171	2,195,478	184,131
筑前町	15,505,311	2.395	6,473,650	0.51	98.1	2,294,825	479,604	3,955,690	6,730,119	538,739
東峰村	4,497,081	3.207	1,402,476	0.14	97.2	650,789	200,712	1,501,462	2,352,963	49,112
二丈町	5,901,716	2.066	2,856,650	0.42	97.9	832,336	0	725,066	1,557,402	437,783
志摩町	5,872,591	1.661	3,536,045	0.43	96.6	181,748	100,404	572,562	854,714	246,017
大刀洗町	6,360,092	1.971	3,227,267	0.45	97.8	1,454,065	579,651	641,464	2,675,180	197,364
大木町	3,634,789	1.319	2,755,747	0.54	98.4	923,032	350,000	808,543	2,081,575	1,420,714
黒木町	9,242,489	2.141	4,316,323	0.27	99.3	1,572,192	245,773	806,905	2,624,870	314,590
立花町	7,294,127	2.226	3,276,976	0.28	98.2	1,508,699	195,600	465,750	2,170,049	172,445
広川町	8,304,714	2.145	3,871,935	0.57	97.7	1,146,736	104,855	635,022	1,886,613	637,436
矢部村	3,868,110	2.887	1,339,654	0.14	99.2	367,002	299,462	760,227	1,426,691	42,393
星野村	3,552,179	1.993	1,782,138	0.15	99.8	772,532	88,500	1,098,772	1,959,804	86,225
香春町	4,567,251	1.562	2,924,897	0.35	97.7	872,005	1,114,005	1,687,017	3,673,027	19,430
添田町	10,965,780	3.023	3,627,791	0.22	97.6	2,338,209	972,931	638,044	3,949,184	163,474
糸田町	5,716,395	2.415	2,367,145	0.25	96.0	264,955	623,551	1,778,355	2,666,861	262,234
川崎町	14,014,439	2.720	5,151,508	0.25	95.4	107,860	622,320	1,078,944	1,809,124	112,455
大任町	6,293,415	3.281	1,918,266	0.22	96.9	729,816	448,296	884,649	2,062,761	0
赤村	1,979,181	1.554	1,273,293	0.17	97.2	785,173	395,716	1,445,407	2,626,296	0
福智町	26,033,986	3.833	6,792,239	0.27	94.3	559,582	3,032,842	9,309,969	12,902,393	627,132
苅田町	13,130,972	1.364	9,630,092	1.57	99.0	3,879,018	186,039	764,985	4,830,042	4,717,595
みやこ町	10,528,062	1.717	6,132,188	0.36	95.6	1,130,640	240,281	3,288,002	4,658,923	444,903
吉富町	1,872,375	1.148	1,630,805	0.49	98.9	905,258	244,672	948,255	2,098,185	210,510
上毛町	8,646,878	2.867	3,016,122	0.27	98.4	1,134,309	721,857	2,128,395	3,984,561	260,893
築上町	14,110,069	2.629	5,368,018	0.34	96.6	287,094	431,956	981,720	1,700,770	481,538
2政令市計	2,195,974,071	3.899	563,204,135	0.74	98.8	20,298,279	31,742,699	44,786,005	96,826,983	206,011,946
26市計	758,414,968	1.998	379,599,947	0.56	97.8	54,042,203	17,015,209	111,365,008	182,422,420	83,359,484
38町村計	317,273,670	2.027	156,506,724	0.46	97.6	40,435,814	19,115,580	68,394,425	127,945,819	26,503,256
66市町村計	3,271,662,709	2.976	1,099,310,806	0.51	97.7	114,776,296	67,873,488	224,545,438	407,195,222	315,874,686
64市町村計	1,075,688,638	2.006	536,106,671	0.50	97.7	94,478,017	36,130,789	179,759,433	310,368,239	109,862,740

2 財政用語解説

用語	見方	算式
実質収支	決算収支をあらわすもので、実質的な黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整の範囲内の適度な剩余が望ましいとされる。	(歳入－歳出)－翌年度へ繰越すべき財源
単年度収支	実質収支が、前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は、当該年度と前年度の実質収支の差額。 黒字であれば、その分新たな剩余が発生、又は赤字が解消したことになる。	当該年度実質収支－前年度実質収支
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合で、黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で表される。	実質収支額／標準財政規模×100(%)
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。 この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時の経費に充當できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。	{経常経費充当の一般財源の額／(経常一般財源の総額+減税補てん債+臨時財政対策債)}×100(%)
実質公債費比率	一部事務組合や下水道・病院等の元利償還金に対する負担金や繰出金等を含めた実質的な公債費に充てる一般財源額の標準財政規模に対する比率。 平成18年度から地方債の発行が許可制から原則協議制へ移行したことに伴い、地方債の発行に対する同意又は許可の基準として定められた。 (1) 18%以上の団体 地方債の発行に対し、総務大臣又は知事の許可が必要 (2) 25%以上の団体 地方債の発行が制限される	(A+B)－(C+D)／E-D×100(%) 上記算式によって得た比率の過去3ヶ年間平均をいう。 A…地方債の元利償還金(繰上償還等除く) B…地方債の元利償還金に準ずるもの(公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金、一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等) C…元利償還金の財源に充てられる特定財源 D…普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金及び元利償還金に準ずるもの E…標準的な規模の収入額(標準財政規模+臨時財政対策債発行可能額)
公債費負担比率	公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものである。	公債費充当一般財源／一般財源総額×100(%)
地方債現在高倍率	当該団体の地方債の借入(発行)残高を標準財政規模で除したもので、その団体として、適切な地方債残高を判断する指標となる。	地方債現在高／標準財政規模
標準財政規模	当該団体の一般財源の標準規模を示した額であり、当該地方公共団体の普通交付税算定における標準税収入額と譲与税等に普通交付税を加算した額。 ※平成21年度までは実質公債費比率等の算定にあたっては、右の算式によって算定された額に臨時財政対策債発行可能額を加算	{(基準財政収入額－各種譲与税－交通安全対策特別交付金－児童手当特例交付金)×100／75+各種譲与税+交通安全対策特別交付金+児童手当特例交付金}+普通交付税
財政力指数	当該団体の財政力を表わす指標で、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。	基準財政収入額／基準財政需要額の3ヶ年の数値の平均

3 近年の本県市町村合併



合併した地域	18 地域	8市 36町 5村
法定の合併協議会が設置されている地域	3 地域	3市 5町 2村
行政レベルの研究会等が設置されている地域	1 地域	6町

●市町村合併

市町村数

区分	H11.3.31	H18.3.31	H19.12.1
全国	3,232	1,821	1,798
福岡県	97 (24市65町8村)	69 (27市38町4村)	66 (28市34町4村)

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点

合併による市町村数の推移

期日	政令市	市	町	村	計	合併市町村(関係市町村)
平成9年10月1日	2	22	65	8	97	
平成15年4月1日	2	22	64	8	96	宗像市(宗像市、玄海町)
平成17年1月24日	2	23	62	8	95	福津市(福間町、津屋崎町)
平成17年2月5日	2	23	58	8	91	久留米市(久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三瀬町)
平成17年3月20日	2	24	56	8	90	うきは市(吉井町、浮羽町)
平成17年3月21日	2	24	54	8	88	柳川市(柳川市、大和町、三橋町)
平成17年3月22日	2	24	53	8	87	筑前町(三輪町、夜須町)
平成17年3月28日	2	24	53	6	85	宗像市(宗像市、大島村) 東峰村(小石原村、宝珠山村)
平成17年10月11日	2	24	54	4	84	上毛町(新吉富村、大平村)
平成18年1月10日	2	24	53	4	83	築上町(椎田町、築城町)
平成18年2月11日	2	25	51	4	82	宮若市(宮田町、若宮町)
平成18年3月6日	2	25	49	4	80	福智町(赤池町、金田町、方城町)
平成18年3月20日	2	25	45	4	76	朝倉市(甘木市、朝倉町、杷木町) みやこ町(犀川町、勝山町、豊津町)
平成18年3月26日	2	25	41	4	72	飯塚市(飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、額田町)
平成18年3月27日	2	25	38	4	69	嘉麻市(山田市、稻築町、碓井町、嘉穂町)
平成18年10月1日	2	25	37	4	68	八女市(八女市、上陽町)
平成19年1月29日	2	26	34	4	66	みやま市(瀬高町、山川町、高田町)



市町村財政のすがた

2008

福岡県総務部地方課編
福岡県市町村行財政研究協会発行